
平成22年 第7回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成22年9月13日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成22年9月13日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(13名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	5番 景 山 浩君
6番 杉 谷 早 苗君	7番 赤 井 廣 昇君
8番 青 砥 日出夫君	9番 細 田 元 教君
10番 井 田 章 雄君	11番 足 立 喜 義君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀 尾 共 三君
14番 石 上 良 夫君	

欠席議員(1名)

4番 植 田 均君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 伊 藤 真君
書記 ————— 本 田 秀 和君
書記 ————— 岡 田 光 政君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政室長 ————— 唯 清 視君
企画政策課長 ————— 長 尾 健 治君 地域振興統括専門員 ——— 仲 田 憲 史君
税務課長 ————— 分 倉 善 文君 町民生活課長 ————— 加 藤 晃 君
教育次長 ————— 稲 田 豊 君 病院事務部長 ————— 陶 山 清 孝君
健康福祉課長 ————— 前 田 和 子君 保健対策専門員 ——— 櫃 田 明 美君
建設課長 ————— 三 鴨 義 文君 上下水道課長 ————— 頼 田 泰 史君
産業課長 ————— 景 山 毅 君 農業委員会事務局長 ——— 真 壁 紹 範君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

9 番、細田元教君、10 番、井田章雄君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（石上 良夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

6番、杉谷早苗君の質問を許します。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 改めまして、おはようございます。6番、杉谷早苗です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

けさは秋の気配も感じられ少し涼しく思いましたけれども、9月に入りまして暑い日が続いております。皆様、体調はいかがでございましょうか。そして町民の皆様、つつがなくお過ごしでしょうか。この場をおかりしてお見舞い申し上げます。

では初めに、保育園の空調設備についてお尋ねいたします。

ことしの夏は、テレビ、新聞など連日、猛暑とか熱帯夜、熱中症などの言葉が踊り、目からも耳からも本当に多く入ってまいりました。私はこの暑さの中、幼児たちはどのようにしているのか心配になり、4つの園を訪ねました。各園ではお祭りの準備などで忙しくされていましたが、子供たちへの水分補給など体調管理には細心の注意を払っていただいております。しかしながら、各園の保育室のエアコンの設置がさまざまでした。担当課である町民生活課に状況をお尋ねしたところ、3歳児以下の保育室は4園すべてにエアコンが完備されているものの、3つの園の4・5歳児の、そして1つの園の遊戯室にはなく、すべての保育園が同じ状況ではないとのことでした。現在は年次的な設置計画は予定をしていないということでございます。私は、特に若い3歳児以下の保育室は4つの保育園ですべてエアコンが完備をされており安心をいたしました。今夏の猛暑を考えますと未設置の部屋にも早急の対応をしていただきたいものと思います。そこで、2点についてお尋ねいたします。

今後、未設置の部屋についてはどのようにお考えでしょうか。そして、ぜひ設置に向けて年次計画を求めたいと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、小・中学校の学習環境についてお尋ねいたします。

保育園でも述べましたように、今夏は例年にも増して激しい暑さでございました。皆様もよく御承知のことと存じますが、気象庁が統計を開始した明治31年以降、最も高かったことが分析でわかりました。気象庁では、今夏の高温を30年に1度しか発生しないと定義される異常気象として原因を調べているとのこと。しかしながら、ことしは異常気象であったと結論づけたにしても、長期的には地球温暖化が問題になっており、各分野でも懸念されている状況があります。

新聞によりますと、勉強に集中できるのは25度から28度とされ、文部科学省の基準では教室の温度を30度以下が望ましいとする。しかし2007年7月調査では、全国40万の公立小・中学校の普通教室のうちエアコンがあるのは10.2%にとどまり、鳥取県では境港市が全小・中学校にエアコンが完備されているとのこと。この理由としては、空港があるため、騒音防止で窓を閉める必要があるというものです。

翻って考えますと、ことしの歴史的な猛暑では何らかの対策を講じないと、集中して勉学に取り組める状況であるとはとても思えません。そして精神論だけで乗り切れる状況であるとも考えられません。近年、春夏秋冬の従来の四季にもずれや変化が見られます。時代とともに学習環境について再考する必要があるのではないかと考え、2点について質問をいたします。

現在、学習環境についてはどのように検討なされていますか。また、広くエアコン導入などを視野に入れた学習環境を考える、そのような場の設置についてはどのようにお考えですか。

以上、2項目についてお尋ねし、この場での質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） おはようございます。杉谷議員の御質問からお答えをしております。よろしく願い申し上げます。

最初に、保育園の空調設備についてでございます。現在、4園の保育園においてのエアコン設置状況については次のとおりであります。保育室におけるエアコンの設置状況は、3歳児以下についてはすべての園において設置を完了しております。4歳児以上の保育室については、つくし保育園のみ設置済みですが、さくら、ひまわり、すみれ保育園で未設置であります。遊戯室については、つくし保育園を除く全保育園に設置済みであります。

町の保育室へのエアコン設置についての考え方といたしましては、未満児は体温調整機能も低く、暑さへの対応ができにくいため必要であるということ。反対に、4歳児以上は体温調整機能も整ってくるので、汗腺の発達からも汗をかくことも必要であり、また、小学校での生活対応に向けての準備が必要とのことから、3歳児以下の保育室への設置を基本として整備を進めております。部屋割りは年度によって若干の変更はあるものの、おおむね4歳児以上の部屋と想定される部屋が未設置の状況で残っております。ことしの夏の暑さは異常とも言えるものでありまして、梅雨明けから連日30度を超え、さらに猛暑日となる日も多く、9月を迎えても35度を超える日が続いてる状況であります。保育においても熱中症への対策として、登園、帰宅時の検温によるお子様の体調把握、十分な水分補給、戸外での活動の抑制、プールなどの水遊びの実施、給食時、昼寝の時間はエアコン設置の部屋で行い、食欲の減退や休養不足とならないよう注意をする

など取り組んでおります。昨年のインフルエンザから、特にお子様の体調変化には敏感に対応するように徹底しております。園児の健康状態については、暑さによる体調を崩す者はほとんど見受けられないと報告をいただいております。また、7月に皆様の御協力をいただいて植えた園庭の芝も順調に育ち、照り返しの減少によって幾らかの温度抑制に効果をもたらしているところでもあります。

日常の園児の行動については、ほぼ毎日午前中にプールや水遊びを行っています。4・5歳児室にエアコンのない3園については、遊戯室にエアコンがあるために必要に応じてここを使用しており、温度が高いときにはプール後から給食、昼寝の間について使用しております。昼寝については、通常も4・5歳児については遊戯室を使用しております。3園については日常の保育について特に支障を来す状況ではございません。つくし保育園については、すべての保育室にエアコンが設置されているため、ここでの保育を行っているところですが、誕生会や集会など諸行事においては広い場所が必要であり、遊戯室にエアコンがないため暑いときの対応に苦慮しているところでもあります。このようなことからしますと、議員御質問の未設置の部屋についての考え方としては、つくし保育園の遊戯室への設置が必要であろうと考えております。

次に、設置に向けての年次計画を求めるとのことでございますけれども、次年度においてつくし保育園遊戯室の設置を検討したいと思います。他については保育の現状から見て緊急度は低いと考えますので、今後、四季を通じての必要度や費用的な面とあわせて検討を行っていきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

小・中学校の学習環境については、これ教育長の方から答弁いたしますので、よろしく願いします。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしております。

お尋ねの小・中学校における教室の温度等、その学習環境については、学校保健安全法の中に学校環境衛生基準として定めがございます。文部科学省では、昨年4月1日付で同法一部改正をし、第6条第1項の規定に基づき、教室等の環境基準として、その温度については10度以上、30度以下であることが望ましい。また、湿度については30%以上80%以下が望ましいと示しております。議員御指摘のように、ことしの夏は全国各地で観測史上最高の気温が報告をされ、本町におきましても教室内の気温や熱中症対策等、児童生徒の学習環境や健康管理に学校と連携をしながら意を注いでまいりました。

教室内の温度につきましては、学習環境を考える上で本町の課題の一つとして認識をいたして

おりましたので、春先には校長に指示をし、6月から8月の間に延べ6回の教室内の温度を測定いたしました。具体的には第2、第4水曜日の10時、12時、14時を基準時刻として、教室内に設置してあります温度計により室内温度を測定するという方法をとりました。このデータによりますと、各校とも1階においては当日の校内平均気温との差はおおむね同じ、あるいは室内温度が若干低い状況が見受けられましたが、階数が上がるほど室内温度は高くなっております。教室内温度を測定しました6日間のうち最上階の教室が30度を超えた日数を見ますと、西伯小、1日。法勝寺中、2日。会見第二小、3日。会見小と南部中がそれぞれ4日となっております。また、校内の平均気温と最上階の教室との差を見ますと、西伯小が0.8度、法勝寺中が1.4度、会見第二小が1.5度となっておりますが、会見小と南部中はそれぞれ3.1度と2.7度となっており、校内での気温の差が大きいことがわかります。このたびのデータは計測方法が必ずしも統一されていないなど、決して十分とは言い切れませんが、文科省基準や近年の温暖化傾向を踏まえれば、さらなる学習環境の改善が必要であると考えております。なお、現在既に教室の高温対策として実施いたしておりますものとしては、南部中学校全普通教室にそれぞれ2基の扇風機の設置。法勝寺中学校全普通教室に天井扇の設備をいたしておるところであります。

こうした現状と先ほどのデータ、これまでの学校からの聞き取り等、総合的に勘案をしますと、例えば会見小学校後ろ校舎最上階の一部普通教室への扇風機の設置。南部中学校最上階教室へのさらなる手だてが急がれるのではないかと考えております。また、各校とも一部の特別教室にはエアコンを設置いたしておりますので、その日の気温によっては計画的臨時的にそういった教室で授業を行うこともできるのではないかと考えております。そのためエアコン未整備の特別教室については、学校間格差解消の観点からも計画的な改善が必要であると考えております。

先ほども申しあげましたように、ことは異常とも言える高温が続き、夏季休業が終了した今月に入りましてもその状況が続いております。今後、このような気候が常態化することも十分考えられますので、議員御提案の小・中学校における学習環境改善のための意見交換、もしくは検討委員会のようなものについては積極的に考えてみたいと思っております。基本的には小・中学校における望ましい学習環境とは、ということだと思っておりますが、例えば学校施設にエアコン設置が必要かどうか。児童生徒の健康管理の側面から考えれば、扇風機の設置による環境改善も考えられるのではないかと。また、かねてより御指摘いただいておりますグラウンドや校庭の芝生化も、そういった観点からも検討すべきではないか等々、さまざまな角度から御意見をちょうだいし、検討してまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） それぞれにありがとうございました。

ことしだけを特別として考えるのではなく、南部町の子供たちの環境いうことを大きく考えて、その中で目的に向かって一つ一つということでございますので、一遍にエアコン設置を望むというふうにも私も考えておりません。ただ、つくし保育園の遊戯室におきましては、行事等で夏場、それから今は巡回的にあいあいが開かれておりますので、あそこには本当にぜひとも欲しいと願ってございましたので、そのように検討なさっていただけるということは本当にありがたいことだと思います。

そして私思いましたのに、物事の始めには大きな町への構想から始まるいうところで、町長が毎月職員に向けてというようなお話をホームページの中でされております。大変分量の多いもので、現在、町長はどのように考え、どのような方向で今後のことを思っているのかということがよくわかります。4月の分でしたでしょうか、いろいろのお話の中で木質ペレットを使ってという項目がございました。6月の臨時議会のときに、この法勝寺庁舎における木質ペレットの導入いうことを可決いたしまして、一つ一つ順調に実行していらっしゃるなと思いましたが、それで両庁舎、それから保育園、小学校へとつなげていきたいというような趣旨でございましたので、私はそれまでの間ずっと待っていただければならないのかなと思ってはおりましたが、早速につくし保育園の遊戯室ということを取り上げていただき、うれしく思います。

そこでお尋ねいたしますが、将来的に保育児、先ほどいろいろとおっしゃいました小学校に向けての準備とか、それから発汗の体調を整えるというようなそういうことも十分にはわかります。それと現在、何とか繰り返ししていけば何とかなるという状況もよくわかります。ただ、同じ環境でないちょっと不公平だなという気持ちもありましたので、このたびそのような質問をさせていただきますけれども、保育園そのものにつきましてどういうふうに思われるかということで対策をとっていかれないと、一つ一つ単発的にしていけば本当、財政のむだ遣いになると思いますが、将来的保育園の、小学校、中学校、保育園ですね、すべてそういうところにも木質ペレットの導入ということにつきましては、何年ぐらいっていったらおかしいですね、合併の問題もあります、統合の問題もあります、それからいろいろと考えますけれども、そのあたりはどの程度、町長はお考えなんでしょうか。ちょっと趣旨とは外れるかもしれませんが、環境的ということで質問させていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。木質ペレットの話なんですけれども、構造的に冷暖房設備が重油

をたいて全館をトータルで冷暖房するというような仕組みになっておりませんと、なかなか運用は難しいのではないかなというように思っております。私は、とりあえずできるところからそれはやっていくべきだろうと。それでそういうまた結果を検証して、他のところにもどんどん波及していけばいいなと思っておりますけれども、保育園の場合は冷暖房の設備がそういう向きには向いていないのではないかなというように思っております。公共施設ということですから、太陽光発電ですね、こういう分野で先行的にやっていくべきであろうなというように思っております。木質ペレットについては重油にかわるものとして進めていきたいと思っておりますが、現在、いわゆる二酸化炭素を減量化することによっての市場というものが徐々にできつつありまして、先般も新聞報道でありましたが、鳥取県が二酸化炭素を縮減したものについて、ヤマザキパンでしたでしょうか、ここが買い取るというようなことになっております。したがって、このこの庁舎の木質ペレットにすれば二酸化炭素が間違いなく減りますから、この部分をきちんと申請をして企業に買い上げをしてもらおうというようなことを考えております。そういうことを少しずつ広げていけたら地球温暖化対策にも貢献できるのではないかな。それからまた、放置荒廃しております山林の有効利用にも活用できるのではないかなというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 保育園のエアコン設置につきましては町長の考え方、それと現時点で一番困っているつくし保育園のあり方につきまして前向きな御答弁をいただきましたので、これで終わりにしたいと思います。

そして次に、小・中学校の学習環境について考える会をということについてでございますけれども、結果的には本当にあれです、そのようなことを課題として考えて、課題として持っていたものを形として考えていきたいという御答弁いただきましたので、私といたしましては本当にほっとしているところではございます。

ただ、このことを思いましたのは、南部中学校が暑いということのことをことは何度も町民の方からお聞きいたしました。先日、運動会に行きましたときにも校舎の向きで朝日が斜めに入ってくると。窓から全部入ってくる、そしてだんだん昼間になってくると、上から照るので全体的に暑くなるというようなお話を校長先生からお聞きいたしました。そこで、扇風機とかというお話もそれは大事なことですし、していただかなければならないことですが、何かカーテンの透けるようなものではなく遮断できるようなもの、明かりがとれて遮断できるようなものといえ、具体的に考えるとブラインドみたいなものではないかと思うんですが、そのようなことでも予算計上をぜひ取り上げていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。南部中学校の3階の教室がとっても暑いということは旧町時代からも課題でございまして、私も数年前にも行ったことあるんですけども、本当にすべてをあげ放して、取れるものは全部取って風を通して、それでも暑さを感じるというのは、私も経験をいたしております。そういうことを踏まえて、現在、扇風機を設置をいたしているんですが、先ほど議員さんからお話がございましたように、私どももことしの夏、子供たちから職員が聞いた話でいきますと、やはり午前中がちょっとしんどいということのようでございまして、今、議員さんが言われますように、やはり午前中の対策を何か考えにゃいけないということは、先ほど答弁で言いました新たな手だてをとというのは、そのところに少しポイントを当ててみるかなというぐあいには思っているところでございますので、新年度に向かって学校の方とその他の方法も含めてそういう観点で具体策を考えてみたいというぐあいには思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） このたび運動会、非常に暑かったもんですから、どのように子供たちはしてるんだらうと思ひまして、小学校、中学校、伺ってみました。本当に暑い中をしっかりと動いて真剣に規律よくしている姿は、例年にないほど立派であったと私は感動を覚えて帰りました。そして、今、学校では勉強を頑張ろうということに取り組んでいらっしゃって、勉強を頑張ろうってということの、その延長上にそういうふうな規律も正しくということになってきているのではないのかなと思います。そうした場合に、やはりこの環境をより整えてやればもっとも頑張ってくれるのではないかと、すごくそういうふうに頑張れる環境をぜひとも与えてあげたいというような頑張りを学校の運動会で見せていただきましたので、私はぜひともこの学校の環境、暑さ、照明、その他いろいろありますが、ほかにもこれは聞いた話で、受け売りで申しわけないんですが、黒板ではなく白板に高校は全部なると、そういうようなこととか、私たち素人ではわからないような問題もございまして、そのようなことを先生方の御意見というものも吸い上げていただきたいと思ひますので、幅広いことを検討していただきたいと思ひますが、黒板とかその他の暑さ対策以外の環境的なことで何か教育長は耳にしていらっしゃることはございますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 結論を先に申し上げますと、特にほかの面でこういうこと、答弁の方で議員も従来から言っておられます芝生化のことについては若干触れさせていただいたところで

すけれども、そのほかのことについては特に聞いてはおりません。どうしてもエアコン話も若干出てくるのは出てくるんですが、私が思っておりますのは、学校という一つの教育施設、もちろん体育の時間で外でこうやるというようなこともあるわけですが、やはり外のあったかいところにばっと出て汗かいてまたこうエアコンの、そのあたりのことは十分慎重に考えてみないけんじゃないのかなというぐあいに思っております。

それから、体がなれるということも先ほど保育園の話でもあったわけですが、例がいいのかどうなのかわかりませんが、今、天萬庁舎で改修中で2階の方にこないだから教育委員会事務局の方も移りまして、実は南部中学校のその教室と同じ向きなんですね。で、今エアコンがついておりませんから、体調管理をして職員に仕事するように言っています。その経験からいきますと、一つは確かに一定の温度を超えますと集中力が欠けていく自分というのはよくわかるわけございまして、そういう面で子供たちの学習環境、子供たちのことを考えたときにも一定の配慮をしてやらなきゃいけないというところがありますし、それと同時にもう一つ思ったのが、やはり徐々に体がなれていくという側面も実はあるように思っています。ある職員は、最初は暑かったんだけど、家でも何かエアコンがなくてもやっていけるようになりつつあるみたいなことを言う職員もおりまして、やはりそういう健康の面というものも同時に考えながら、さまざまな角度から御意見をちょうだいをして慎重に対応していきたい、そんなぐあいに思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） だんだんとなれて鍛えられていくということは本当にいいことで、法勝寺中学校でもそのようなお話を聞きました。運動会に向けてすごく大変だろうなと思って参りましたけれども、みんなすごい元気で競技をしております。校長先生のお話では、やはり早くからなれさせて、初めは本当大変だったけれども、早くからなれさせてこういうふうになら、元気で活動しておりますというようなお話も聞かせていただいておりますので、なれて鍛えるということは非常に大事なことだと思います。ただ、家庭に帰りますと非常にいい環境でございます。都会の方の学校がどんどんとエアコンを設置しておりますし、PTAと折半でも設置したいというような状況もございまして、その理由といたしましては、やはり勉強に集中させてやるということ、それと、やはりエアコンという機器に子供たちがなれているので、扱い方が上手になつてから大丈夫じゃないかというようなことも上げられているということでございまして。一遍にエアコン設置云々という話でこの質問をしているわけではございませんので、今後ともしっかりとその辺を検討していただいて、保護者、それと生徒たちにも説明をし、皆が納得した方法で進めてい

っていただきたいものと思っております。

特に御答弁を求めることもないと思しますので、これで質問を終わらせていただきたいと思
ます。

○議長（石上 良夫君） 以上で6番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 続いて、5番、景山浩君の質問を許します。

景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山浩でございます。議長のお許しを得ましたので、この
場より質問をさせていただきます。

公契約に対する考え方についてお伺いをいたします。国債や地方債の発行残高が天文学的数字
となり、これではいけないということで、行財政改革の必要性が声高に言われ出して久しくなり
ます。国も地方も財政基盤が大きく揺らぎ、歳出カットという形での行財政改革に取り組んでき
たわけですが、この始まりの時期がちょうどバブル経済の崩壊後、景気の下支えのため盛んに財
政出動が行われてきた時期の直後であったため、公共投資、公共調達の減少度は非常に急激かつ
多額なものとなりました。ちなみに、鳥取県の公共工事請負額の動向は、ピークの平成10年度
の2,398億円余りから減少を続け、平成19年度にはピークの36.4%の872億円余り
となっております。また、発注の透明性確保の観点から、発注形態もより競争性を求めた仕組み
へと変更が重ねられ、その結果、受注競争は価格競争一辺倒となり、発注単価の低下を引き起
しました。さらに、実際に公共投資の建設現場で働いておられる方々の賃金を調査する公共事業
労務費調査の結果も、請負額ほどの急激な低下ではありませんが、低下を続けており、このこ
からも従事労働者の稼働日数の減少や従事者数自体の減少、賃金低下など労働条件が悪化してい
ることを容易にうかがうことができます。

私たちの住む地方には大きな産業もなく、昔からこの公共投資が最大の産業であったわけ
ですが、このような公共投資がどんどん減っていくという傾向、直接、公共工事を受注する企業
のみならず、セメントや鉄骨などの関連資材の納入業者、サービスの提供企業は大幅な売り上げ
低下に見舞われ、業績の悪化や倒産、廃業などを迫られております。そして企業業績の悪化は、
そこで働く従業員の皆さんにも賃金低下や就業日数の減少、リストラなど、収入減少や雇用不安
といった暗い影を落としております。貴重な税金を用いて行われる公共投資ですので、不必要な
投資が行われたり、いたずらに高い単価で契約が締結されたりということはもちろんあっては
ならないことです。必要な物件を適正な価格で建設したり調達したりするということは大前提ですが、

行き過ぎた価格競争を放置し、そのツケが異常な賃金低下や雇用の不安定化、雇用喪失という形で地域住民に回ってくるというのも、住民福祉の向上を目的とする地方公共団体という発注者の立場からは避けなければならないことであると考えます。

そこで、本当に多くの地域住民の生活の糧となっている公共投資の発注形態、公契約が果たしてこのままでよいのかと考え、次の5点について質問をいたします。

我が南部町の公共投資の投資額推移はどのようになっているのでしょうか。

2点目、公共投資の役割をもう一度改めて伺います。

3点目、現状では公契約締結の際に、その契約の向こうにある公共投資事業に従事される住民の生活に対する意識、配慮は十分になされていると言えるのでしょうか。

4点目、1から3の質問を通して、現在の公契約の抱える問題点はどのようなものとお考えでしょうか。

最後5点目、公共投資が今後とも減少していくであろう状況下で、公共投資の技術的問題を扱う部門を近隣町村と共同で設置する等の施策は考えられないのでしょうか。

以上、この場からの質問は終わりいたします。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしております。

公契約に対する考え方ということでございます。議員御質問の前段で、公契約に関する背景として、公共投資額の減少や雇用の不安定と賃金低下などの現状をお話しになりましたが、こうした状況は、景気の低迷する今日、全国的な課題として取り上げられておまして、このたび南部町議会にも公契約条例制定にかかわる陳情書が提出されていると伺っております。議員の御質問にはありませんでしたが、この公契約条例につきまして、町としての現時点での考え方を述べさせていただきます。今この公契約条例を制定されておりますのは千葉県野田市だけあります。全国の状況は、条例制定の検討を採択された自治体が18市区、条例ではなく公契約法の制定を求める国に対する意見書が採択された自治体は、33県議会と785市区町村であります。なお、県内では鳥取県と鳥取市が公契約法の制定を求める国に対する意見書を採択されております。こうした状況下にあって次々に公契約条例が制定されていない要因として、法律との絡みなどさまざまな問題点が各自治体で議論されている最中であると認識をしております。本町としましても、住民生活を守り地域経済の活性化を図るために、公契約にかかわる労働者の適正な労働条件を確保するといった条例制定の大きなテーマは理解するところでございますけれども、労使間契約の公共介入や一定の行政区域において効力を持つ条例の効果、さらに最低賃金を

上回る基準賃金の設定方法など、今後十分な検討と議論が必要と考えております。

したがって、町としましては、基本的には一地方公共団体の地域を超えた国全体の政策として国による公契約法が制定され、地方公共団体は地方自治法第14条第1項の定めに基づき、法令に違反しない範囲において、かつ地域の実情に即した条例制定を考えていくべきではないかと思っているところでございます。

御質問いただいております、まず1番目でございますけれども、南部町の公共投資額の推移はどうなってるかとの御質問です。10年前の平成12年度から昨年の平成21年度までの10年間を決算統計から普通建設事業費の推移を調査してみますと、平成12年度が21億3,000万円と最高で、21年度は12億7,000万円となっております。ただし、ちょうどこの平成12年度は西部地震の年でありまして、通常より突出した事業費となっており、推移のデータには適さない数値ですので、これを外した9年間を平均してみますと、9億1,000万円となっております。また、合併後の平成16年度は13億6,000万、18年度は14億7,000万円と平均額より高い投資年度もあります。最も少なかったのは平成20年度で4億3,000万円です。平均額の47%となっております。こうした推移を見ても、本町における公共投資事業におきましては、合併以降に懸案の事業や学校改修などに取り組みましたので、投資事業の激減とまではなっていない現状でありますけれども、今後においては5億から6億円程度で、10年前の約半分程度に横ばいまたは減少傾向となっていくことが推測されるところであります。

次に、公共投資の役割でございます。公共投資、公共事業の役割は、そもそも戦後日本の復興から高度成長期にあって、社会資本整備として国が率先して財源投入をしながら生活環境などの整備に大きな役割を果たしてきたところでもあります。また一方で、公共投資は景気の悪化や社会動向の変化に対応した景気回復の切り札として財源投入され、雇用の確保や消費拡大に大いに寄与してきたところでもございます。地方自治体もこうした公共投資は地域雇用が促進され、民間消費を刺激し、さらに地域経済の活性化につながる重要な施策として実施してまいりました。とりわけ民間企業も少なく、個人所得の低い地方圏域の自治体にとっては、住民の所得向上施策として公共事業に依存するところは大きく、住民生活に密接な関係のある重要な役割を担っている施策であると認識をいたしております。

次に、公契約の際に、その契約の向こうにある公共投資事業に従事する住民生活に対する意識、配慮は十分になされているかという質問であります。公共事業に関する契約、いわゆる公契約において発注者として配慮している部分としましては、議員の御質問にもありましたように公共工

事、公共調達の総額は減少してきている今日、県内の建設企業連の会員数も10年前と比較すると、約3分の1が廃業や破産に追いやられたと聞きます。今や受注する業者も生き残りのために必死であります。経営破綻しないように経営者の責任として従業員の生活と雇用の確保に頑張っておられます。こうした厳しい状況の中、町としましては特に町内企業、町内業者の皆さんを守っていくために、指名競争入札においては町内業者を最優先に指名して、町内業者だけで入札するとか、小さな物資調達であっても町内業者から見積もりをいただいて契約するなど、町内業者の受注機会を拡大することで公共事業における受注高も上がり、企業経営の安定が図られることが結局は町内企業経営者や従事する町民の皆さんの生活安定を確保することになると考えております。また、入札に当たって設定する最低制限価格についても昨年9月に改定しまして、受注者の赤字覚悟のダンピング競争をおおることなく、利益を得られる最低制限価格の設定することにいたしております。従来は一律に工事価格の80%であったものが計算式により平均86%まで改善されてきております。町も町民の皆さんの所得向上のためできる限りの配慮をしていきたいと考えているところであります。

次に、今までの質問を通じて現在の公契約の抱える問題点はどのようなものかという質問でございますけれども、公共事業は地域社会の発展や地域経済の向上、住民福祉の向上を目的として実施するわけでありまして、あくまでも財源は税でありますので、町は発注者として最少の経費で最大の効果を得られるよう努めなければならないという地方自治法に定められた責務もございまして、特定の業種に偏ることなく公平性、透明性、競争性も考慮して効率的な執行をしていく必要がありますので、受注者の利益の優先にばかりならないところもございまして。最近の議論の中で公共投資は景気高揚対策としての効果は従来ほど大きくないとの指摘があるように、特に建設業では関係従事者数の減少と高齢化によって景気刺激は薄いとの疑問からであります。しかし、本町も含め民間投資による所得が期待できない地方にあっては依存する部分は大きいことから、自治体の使命である住民生活を守るために公共投資は必要な施策と考えております。そのための公契約が有効に機能し、効果を上げるために現行制度の改善すべきところや問題点があれば検討して積極的に見直していくべきであると思っております。

公契約の抱える問題点でございますけれども、財源問題であったり雇用や所得向上など町が独自で考えることや国レベルで考えなければならない点など検討すべき要素は多分にあると思っております。政府・民主党は、鳩山政権のキャッチフレーズにコンクリートから人への提言がなされ、公共事業費は18.3%減と過去最大の予算削減となっております。公共事業は労働の場と所得を確保する経済活性化のための有効な施策であります。自治体は今までの建設の事業からつ

くったものの維持管理と補修の事業へと転換期に来ております。今後もこうした公共事業の需要は十分にあり、継続するわけですから、国は雇用と所得といった重要な施策の財源確保を最優先して地方支援のための検討をしていただくよう期待するものでございます。

最後ですけれども、公共投資の技術的な問題を扱う部門を近隣町村と共同で設置するなどの施策が考えられないかという質問でございますけれども、御質問の要旨は専門的な職種の業務の共同化はできないかとの観点で答弁いたします。一般的に土木建設工事を発注する際には県下統一された積算ソフトを使って設計書をつくり上げるわけでありまして、その場合にも必要数量の算出や安定計算などだれでも簡単にできることではございません。技術的に専門的な知識と経験が必要となるわけでありまして。ただ、そうした技術者を育てるためには相当の時間を要しますし、高度なものから複雑なものまでさまざまなレベルがあり、それぞれの自治体が専門技術者を数多く抱えることは、これは人件費の面からも難しい状況でございます。このような状況を踏まえて、公共事業を発注する自治体としては、必要なときに必要な専門技術や労力が提供してもらえる建設コンサルタントの活用を図ってきているということでございます。事業の経済比較や新技術の提案など自治体のコスト削減にも大いに効果が発揮されております。また、職員のスキルアップについても、近隣町村で取り組むより県に派遣研修をお願いすれば県のノウハウを取得することもできます。いずれにしましても同レベルの近隣町村との共同化を考えるよりも、専門的なコンサルタントのような民間の技術集団や県のような指導的な行政組織と連携した方が、人材、技術ともにより効果的ではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 御答弁ありがとうございました。私もこの質問を考えたときに、目の前にとっても大きな問題が実際に起こってるんですけれども、これに対しての明快な答えといますか、こっちの方向に行ったらいいんだらうなということがなかなか思いつかない非常に難しい問題だなというふうに思いました。

まず、順を追ってお尋ねをしていきますが、1番で御質問をさせていただきました件については、南部町は県ほどの急激な落ち込みはないという御答弁でございました。確かに国や県がどっと発注額を減らした時点で各市町村は、自分ところの住民である建設業者であったりその従業員を守るために、かなり下支えをされてきたといったような背景もございまして。ただ、今後は弱含み減少傾向になるのではないかというお話でございました。

少し話はそれるかもしれませんが、そういうふうに発注額が減っていくということになると、そこで働いておられる、そこからの収入で生活しておられる方がどんどん減っていくと

いうことに単純につながっていくだろうというふうに思うわけです。今まで国も県もそういった公共投資の額が減少していくということに対するその代替策といったような格好の施策をいろいろと準備をしてられました。なかなか非常に大きな額ですので、公共投資というものは、手品のようにころとうまいぐあいに置きかえることは、そういったような施策というのなかなかないのも事実ではありますが、当然、町も何がしかの手だてということはお考えになってるんであろうというふうに思われます。この地域内に落ちるお金が減っていく、上からどんどん落ちてくるのではなくて自分たちで生み出していくということも当然、今後は考えていかないといけない。町としてはやはりその支援策というものも考えていくべきだろうというふうに思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。いわゆる国の公共投資の減少を受けて、町で何とかせということだろうと思いますけれども、これはやっぱり国家のいわゆる社会保障制度全体の中でこれを支えていかんといけん、構造転換に備えたさまざまな施策を国のレベルで打っていかんといけんということだろうというふうに思うわけです。公共投資の額が減少すれば、その業界に働く人が失業する、そういう失業のときに十分な失業保険を給付するというようなこと。それからまた再教育の期間が必要であります。従来、終身雇用で成り立っておりました我が国の経済社会ですから、なかなか企業内での研修の場はあっても職業訓練というようなことがなかなか充実してこなかった、施策の面で。こういう面で今ちまたに失業者があふれている状況で、しかもその人たちに適切な教育ができていない状況がありますけれども、こういうことについてはやっぱり国の制度できちんとそういう構造転換、構造政策に合わせた対応を図っていくべきではないかというように思っているわけです。市町村レベルでできることというのは、あえて言えばやっぱり公共、コンクリートから人へというキャッチフレーズのごとく、いわゆるハードな公共事業から、例えば福祉や医療といった面に人員をシフトしていくというようなことができることではないかというように思っておりますし、そういうことは既にやっております。御案内のとおりであります。そういう国の構造改革に合わせた施策を先取りをしてきているというように私は思っておりますけれども、根本的にはやっぱり失業の問題や再教育の問題などについては、これはもう国家の社会保障制度の中できちんと対応していただかんといけんことだというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 今、町長おっしゃいましたようにセーフティーネットといいますか社会保障制度、ある意味では公共投資そのものが社会保障制度であったのかもしれませんが、で

すので、その社会保障制度の格好では失業保険でその方を、困ってる方を支えていくのも社会保障制度でしょうし、公共投資をして仕事をつくっていくことも社会保障制度だと思います。そこから辺の割合といいますか、それが多少崩れてきてるんだらうなというふうに私はお話を伺いながら考えました。

少し発注の制度の方に話を戻します。公共工事の労務費単価がここ四、五年のあたり約10%近く、10%まではいきませんが、低下をしてきております。もちろんすべて民間の建設会社で働いておられる方の所得も保障しないといけない、身分も保障しないといけないといったようなことは言う気は毛頭ないわけですが、実際に稼働日数も減ってきている。そして1日当たり、時間当たりの単価も下がってきているということになると、この労務費調査は実際に払われた金額を拾って統計を出してるわけなんですけれども、事実としてそういうことが起こってるという考え方と、実際に生活をするためにはこれくらいの収入は必要だろうという、ちょっと社会主義的な考え方に近いのかもしれませんが、そういうふうな考え方とやっぱり2つあるというふうに思います。高いところで少し上がったたり下がったりということでしたら、余り問題にはならないというふうに思いますが、ぐっと下がってきて限界のところでもうこの線を切っちゃったらもう、ちょっと生活苦しい、難しいといったところのあたりに多分来てる方は相当いらっしゃるということ踏まえた上では、この単価の減少、稼働日数の低下といったようなことを、何とか設計単価を見直すといったようなことが考えられないものか、法的な問題も当然あるとは思いますが、お答えいただける範囲で結構ですが、お願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 全く御指摘のとおりでありまして、大工さんの廃業や左官さんの廃業やそういうことが現場ではどんどん起きておるという状況でございまして、やっぱりこの単価の減少や稼働日数の減少ということが生活そのものが成り立たない。そういう仕事をしておっても生活が成り立たないというようなことから、そのような実態にあるのではないかと、このように思っております。先ほどもそこで答弁しましたけれども、千葉県の野田市はそこに下請の労務者単価といったものに市として契約で制限をつけると、こういう条例をつくったわけでありまして。したがって最低額といったものは、その条例によって確保されると。地域で働く大工さんや左官さんやそういう零細な人たちの賃金を保障していこうと。これはいわゆる公共団体がワーキングプアを再生産しないという決意のような条例だと思いますけれども、今、非常にこれが注目をされております。私どももそういうことを考えて検討しておりますけれども、これはいわゆる自由契約、町と企業との間の自由契約の中にそのような制限を持ち込むことは憲法違反になるのではな

いかとか、あるいは一方で、最低賃金が定めてありますけれども、そことの関係はどうなるのかとかさまざまな問題があって、これが一挙に条例化というようなことにならないわけでありまして。そういうことが現状で、今それぞれの自治体で四苦八苦をしておるといことだろうというように思っております。

私、思いますのに、先ごろの企業の決算状況など見てみますと、大手企業は100兆円以上でしたでしょうか、というような莫大な資金を蓄えておるとい、これはバブル期に匹敵するだけの、不況だ不況だと言いながら、そういう状況が新聞報道に報じられたわけなんですけれども、日本の構造的な問題があるのではないかと。いわゆる元請、下請、孫請、またその下請というような中で利益を確保しながら下へ下へおろしていく、その中でどんどん劣悪なものが再生産される構造的なものが日本の社会にあるのではないかとこのように思うわけです。これは競争は自由ですし、契約の自由も認められておりますから、ここにどのように規制を加えていくのかということ、極めてこれは法的に難しい立法技術が要るのではないかとこのように思うわけですが、しかし、こういうことをそのままにしておきますと、苦しむ人はいつも苦しむし、割を食う人は絶えず割を食うということでありまして、もう少し私は利益の再配分といった政治における最大の課題がこのような分野にも果たされて、末端で暮らしているそのような技術者の皆さん方、国民の暮らしというものにもうちょっと着目をした政治というものを、国政のレベルで主導的に果たしていただきたいと、このように思っているところであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 割を食う方はいつまでも割を食い続けるということはおかしいという町長の御答弁、まことにそうだというふうに思います。ちょっと例えが余りよくないかもしれませんが、実はせんだってこの南部町の駄菓子屋さんとか小さなお店にお菓子を卸しておられるところが、お菓子部門を廃業されました。今、スーパーですとかコンビニですとか大手と言われる業者さんが非常に強くて、中小の間屋、特に地場の間屋は本当に経営が成り立っていないということで、廃業の憂き目に遭われたわけです。一間屋さんが廃業をされたというだけならまだそれでもいいんですけれども、そうしますと、その間屋からお菓子を入れていた小売店というものは、別の間屋さんからとるといことがもうほとんどできない状況になってます。運よく別の間屋さんの配送ルート上にそのお店があったりすれば事業を継続していけますが、ぼつとあって最低の経済、ロットというんですか、数量に満たないようなところは、どこからもお菓子が仕入れられないので廃業になっていく。そういうところは当然、皆さんもすぐに気がつかれると思うんですが、山間の小さな集落にあるお店といったようなものが廃業に追い込まれる事

態になっております。

必要以上に公共投資で建設会社にどんどんどんどんお金をつぎ込まないといけないということ言うつもりは全くありませんけれども、適正な規模で適正な業績を維持する建設会社が地元にあることで、単純に建設事業だけではなく、例えば災害が起こったときに協力を得られたりとかといったようなことも、今まで十分その役割も果たしてきておられたはずで、今後は非常に大規模な災害が発生することが予想もされております。鳥取県西部地震のように割と限られた範囲の災害ですと、まだ周辺から手助けをいただけるということもあるわけですが、これがもっと2倍、3倍と広い範囲で起こってくるなんていうことになりますと、周りも大変だ、うちも大変だけど周りも大変だ。うちもよそを助けることはできないし、よそうちを助けることができないといったようなことも想像にかたくないところであり、そういったあれもなくなりこれなくなり、経済性ばかりを言っておりますと、大手に集約をされていって地元には何も残らなかったと。そして何かあったときにはだれも助けてくれなかった、自分らでも何もできなかったといったような事態になることは絶対に避けなければならないというふうに思います。建設会社だけではありません。当然、一人親方の方もいらっしゃいますが、そういった方が極大な利益という、膨大に利益を上げるというのではなく、適正な利益を上げながら事業を遂行していただけるような、そういった格好でのそういうことを後押しできるような条例、どのような格好になるのかというのは、私もちょっと想像がつかないところもありますけれども、早急に御検討をいただきたいというふうに思います。

それと、一番最後に共同化ということをお話をさせていただきました。少しこの書いてること自体が——、説明不足であったなという気がしてるわけなんですけれども、例えば土木事業なんかはほぼ100%公共投資です。そうすると、どんどんどんどん仕事が減っていく、単価も下がっていく。それに対して何をするかといったら、もっと安い値段で入札をする。ただ、それも最低制限価格があるので全く手の打ちようがないという、非常な閉塞感に陥ってるというところがあります。そうしますと、例えば新しい工法を、同じ成果物ができるもっと安くできる方法、もっと違う方法といったようなものに活路を見出していきたいと思うのが一般の企業です。生産性を上げたいとか新技術を身につけたい、それでよそとの競争に勝っていききたいということが今の土木の業界、建築ももしかしたら公共に関してはそうかもしれませんけれども、ではほとんど望めないような。ですから、従業員さんもあすが見えない、経営者の方もあすが見えないといったような状況になっています。共同化をして、町長の御答弁でもありましたが、幾つかの市町村が一緒になって高度な技術を身につけた方を、当然、単町ではそういった方を確保、雇用するこ

とは難しいのも現実ですので、そういう方を確保をしていただくことで、コンサルに頼むというのは、当然それはコンサルの技術も非常に高いわけですので、これも有効に活用しなければいけませんけれども、本当に自分のところの町にとって必要な施工方法なのか、技術なのか。そして、建設会社が言ってきたこととコンサル会社が言ってきたこと、これのすり合わせ等々の技術的な裏づけはやはり持っていないと、発注者としての役目も果たしていけないのではないかなというふうに思います。そういった面では、やはりこの事務の共同化ということは、同じようなところが寄ってもがいに進歩はないわいと言わずにお考えをいただければなというふうに思いますが、ちょっと尋ね方を変えてみましたけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。その御質問にお答えする前に、ちょっと参考の資料がありますので読み上げておきたいと思いますが、実質、国内総支出の主要項目ということなんですけれども、大体これで500兆円程度のGDPがあります。GDPに占める率なんですけれども、政府の消費支出が大体十四、五%というところであります。それから、公的資本シェアというのが7%前後でずっと推移しております。したがって、7%のところで75%の民間を持ち上げようというようなことなんですよ、いわゆる税に頼る景気刺激策というのは、7%ぐらいのところで70%以上の民間消費支出を刺激しようというやり方ですから、これはおのずと限界があるということでもあります。そういうことが検証されずにどんどん公共事業をやり続けて900兆円にもなっておりますから、私はこの辺でちょっと構造的な問題を議論する時期に来ているのではないかと、このように思っているわけです。

それから、共同化の話なんですけれども、いろんな角度から御質問いただいておりますが、この南部町に一番合った公共投資は、あるいは技術的にはこれがいいというようなことがわかっている人が役場におれば、それはそれにこしたことはない。けど、なかなかそういう人を絶えず用意して待っているわけにはいかないわけでありまして、これはやっぱりむだがある。それから、そういう問題こそいろんな広い角度から知識や経験をお持ちの技術者、民間で鍛えておられる技術者に私はゆだねるべきではないかなと思います。一般的な汎用的な技術については、これは一定程度職員でも理解もできますし、対応もできるわけなんですけれども、そういう特殊な、これが南部町に向いておるのか向いていないのかというようなぎりぎりの選択をするようなために、町の職員を配属するのはなかなか難しい。

それから、これを共同でやればいいのかという御提案なんですけれども、同じようなレベルの者が寄って、私は果たしてそういうことが期待できるのだろうかというふうに思います

ね、率直なところ。むしろそういう部分こそお金を払ってコンサルした方が結果としてはいいし、安上がりになるのではないかというふうに思っております。やっぱりコンサルは技術者集団ですから、そこでの切磋琢磨、それから民間の仕事もたくさん受けられますから、公共事業だけではなくて、その民間のノウハウやそういうものを蓄積してありますから、私はコンサルの方にお願いした方がいい仕事ができるし、それからリクエストにも応じられやすいというように思っております。この技術職員の町村での共同化ということについてはあんまり魅力を感じないわけがあります。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） コンサルを使うなというふうに言ってるわけでももちろんありません。最新の技術に常に敏感に反応しておられる業種ですので、全く、じゃあコンサルなしで仕事ができるかと言えば、すべてその役場の中で設計もし管理もしということは、これは当然できないことではあるとは思いますが、ただ、建設会社が言っておられること、コンサル会社が言っておられること、これのメリット、デメリットを判断できるような、そういった技術者の方を確保していくということは、これは共同化じゃなくても単独でもいいでしょう。今、この南部町役場の中でもジョブローテーションでなかなかその道の専門家という、この道何年と言われるような配属の仕方というのは、実際にはなかなか難しい現状もあろうかと思えます。今後はぜひ、景山がああいうことも言っとったけどなというふうにお考えを頭の隅にとどめておいていただければなというふうに思えます。

長々と質問をしてきましたけれども、この間の新聞の記事に、この公共投資の関係からすべてひっくり返して、上から、国からおりてくるもので、何でもかんでも解決しようと思ってた時代、実際に解決できた時代はもう既に終わってしまっていると。これからはそういった国からおりてきた地方交付税とか、そういうものプラス企業誘致等々のそういう外発的なものに頼る地方の政策というのは、もう既に終わったんだというふうに書いてありました。これからは内発的な振興策、地域の独自性を生かした政策というものが求められると。それはまだまだできているところは少ないんだというふうに、どっかの大学の教授さんが書いていらっしゃいます。この公契約のことについても、まだ答えは出てないものです。当然、先進的なところに倣うことも必要でしょうし、南部町はどうしたいということを、これは執行部だけではなく、議会も一緒になって考えていかなければならないことだというふうに思えますので、よろしくお願いをいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で5番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は10時50分とします。

午前10時25分休憩

午前10時50分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

一般質問の前に、先ほど景山議員の質問中に一部不適切な表現がありました。議長の職権で後ほど議事録を整理したいと思いますので、皆さん、御了解お願いいたします。

続いて、1番、板井隆君の質問を許します。

板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、2点について質問いたしますので、よろしくをお願いいたします。

21年度決算を見ますと、近年の経済不況の中、国から発動された緊急の経済雇用対策に対し他市町村に先駆け対応された、南部町の喫緊の課題でありました小学校、中学校の改築、改修、備品の充実に取り組みられました。南部町の財源を最少にとどめ、子供たちの教育環境の改善に取り組みられましたことに、町長を初め、執行部の皆さんの手腕に、この場をおかりし心から敬意を表するところです。そこで、教育行政施策の中で、社会教育、生涯学習の振興、計画についてお伺いします。

平成22年度南部町教育行政施策の概要から、地域社会においては都市化の進展とともに個人のライフスタイルや住民同士のつながりが著しく変化し、地域の大人たちが子供に目を向けることも少なくなったり、地域の未来を託す子供たちの育ちに地域の大人が十分な役割を果たせなくなってきています。また、家庭では家族間のつながりが弱くなり、従来の家庭が持っていた教育的な機能が果たせなくなってきています。こうした社会情勢を背景としながら教育行政は、直面する今日的な教育課題について施策を展開しますとうたっています。中でも知的基盤社会と言われる現代では、社会教育の果たす役割は大きいと言われます。知的基盤社会とは、社会に蓄積している知識、情報をネットワーク的に活用することで、社会全体の価値を高めていくことを概念としております。21年度の南部町社会教育計画の基本方針、具体的方針も実績に合った計画がなされてきたと思います。そこで、この計画の21年度の総合的な見解を伺い、22年度の進捗状況について、以下3点についてお伺いいたします。

1つ目として、社会教育の推進の中の重点施策について、地域振興区を基盤とする生涯学習の

ある町づくりを推進のため、地域振興協議会との連携強化についてお伺いをいたします。

2つ目として、文化財保護の推進についてお伺いをいたします。

3つ目として、体育、スポーツの振興の重点施策の中に、総合型地域スポーツクラブ開設への移行着手についてとあります。以上3つについてお伺いをいたします。

次に、南部町主催のイベントであります山菜会について、この秋の100回を重ねた山菜会で終わると聞き、町民や町外の方々からなぜ中止になるのかと疑問を呈される方がたくさんありました。9月2日の日本海新聞にも掲載されていましたが、この山菜会は1958年、昭和33年、ちなみに私の生まれた年なんです、開催された歴史ある行事だと思っております。当初、旧西伯地域は地理的にも通年を通し、各種山菜が生息する適地であること、この山菜を使ったさまざまな家庭料理があることから食味会が始まり、現在に至っており、さらに合併後は会見地域の特産品などもメニューに加えながら、南部町の知名度アップに貢献している町主催の一大イベントだと思っております。この50年以上の歴史を持つ南部町主催の山菜会を終えることになったのか、この方針について町長の考えを伺います。以上2点について伺い、壇上からの質問といたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えしますが、順番は逆になりまして、最初山菜会の方を私の方からお答えし、教育行政施策については、教育長の方から後ほど御答弁申し上げたいと思います。

まず山菜会の廃止についてでございます。山菜会は、昭和33年春、少人数の有志により、親睦を兼ねた季節の味を賞味する会として始まったものと聞いております。当時は、法勝寺城山の頂上などが会場として利用されておりました。その後、町の主催という形をとり、参加者の増加もあり、会場を中央公民館やプラザ西伯などの町の施設に移して開催してまいりました。昭和59年からは、緑水園に献立を初め、材料の調達、調理を一任しました。さらに63年に、緑水園の隣接地にレークサイドアリーナが完成したことをきっかけに、現在の形態で開催するようになっております。その間、参加者の皆様による口コミやマスコミによる報道のおかげで、年々、参加希望者も増加しまして、特に秋の山菜会においては、抽せんにより参加者を決めさせていただくことになっております。山菜会には町内の方はもとより、町外の方や町行政に御協力をいただいているさまざまな団体の方に御参加をいただき、町内の食材を楽しみながら親睦を深めていただいております。また山菜会当日は、緑水園や祐生出合いの館も御利用いただく方も多く、緑水湖周辺をアピールできる機会ともなっております。山菜会をきっかけに、緑水園やその周辺

に再度御来訪いただく方も多く、また会場で行われる特産品の販売や山菜会で使用する食材の多くを地域内で調達することなどで、地元への経済的な効果も生まれる場となっております。

山菜会参加者に3,000円の御参加費をいただき、毎回300人から400人程度の参加をいただけてきました。参加費についてはすべて緑水園の収入として、緑水園はその中から食材の調達や、当日の臨時的スタッフの方の人件費など、必要経費を賄っておりますが、収支については、若干の利益が上がる程度であると伺っております。ただ、町主催の山菜会であることから、前日の会場準備から当日の運営において延べ30人近くの町職員を動員しております。これらの職員の人件費については、前日の収支には入っておりません。

以上、100回を迎える山菜会の経過や波及効果などを申し上げましたが、100回を機に町主催での開催は取りやめることといたしました。

その理由は、1つ、本町では5年前の合併時に180人以上いた職員が、現在までに140人程度になっております。住民100人に職員1人という基準に照らしますと、さらなる人員削減が求められております。今後、120人を割り込むことが予想される職員数で、できるだけ住民サービスの低下を招かないようにするためには、山菜会などの各種イベントに対する職員のかかわり方も見直しを迫られているところであります。

2点目として、町の特産品の一つとして山菜があるということを皆様に知っていただき、町で主催することの一定の役割を果たせたものと考えております。

3点目は、当初は多くのお客様をお迎えし、料理を提供できるような組織や施設が充実しておりませんでしたので、職員が募集や広報、当日の運営にとかわってまいりました。しかし現在では、緑水園を中心にお客様を受け入れる施設や人的体制も整ってきたと考えております。

板井議員は、山菜会の終了について残念であるというお気持ちで御質問くださったと思っておりますけれども、現状を御理解いただきたいと思います。今後は、町主催という冠は外れますけれども、せっかく多くの皆様に御愛顧いただきました山菜会でありますので、200回、300回とさらに発展するように願っております。緑水園を中心とする地域の民間の力で進めていただくわけでありますけれども、継続して開催するに当たっては、採算性も含めて検討されなければなりません。具体的には、緑水園を中心に町内の農家の皆さんや西伯山菜加工組合、南さいはく地域振興協議会などの御協力を仰ぎながら、地元にも利益が上がる形での開催を検討していくべきではないかと思っております。町では、町全体の観光振興を考える中で、観光素材として山菜会を活用する方法なども県の観光振興部局や、ことしから始めております鳥取大学との連携事業の中でも取り上げて、側面からの協力を惜しまない所存でございます。

最後になりましたけれども、長らく南部町の山菜会に御参加、応援をいただきました多くの皆様に対しまして、本議場をおかりいたしまして、心より感謝を申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 板井議員さんの御質問にお答えをしております。

議員の御質問の中にもありましたが、21世紀は知識基盤社会と言われており、政治、経済、文化を初め、社会のあらゆる場面で情報や知識の獲得、編集、活用、創出が不可欠となり、それらの情報知識を個人間、組織間で相互に活用しながら質的に向上させることによって、豊かな地域や社会を醸成していくことが求められております。そして、このような社会を実現するための教育改革が各国、あるいは国際機関において推進されつつある現状でございます。そこに共通いたしておりますことは、生涯にわたり質の高い学習の機会をすべての人々に保障する、このことが知識基盤社会における民主主義の実現にとって必須の課題であると言われておりました。こうした時代の趨勢の中で、本町では地域主権の町づくりを具現化するために地域振興区が設置され、7つの地域振興協議会が立ち上がりました。教育委員会では、こうした町づくりの骨格を前提に、それぞれの自主的、主体的な地域活動を尊重しながら、幅広い情報や知識、学びを基盤とした地域づくり活動の支援とともに、地域づくりを支える人材の育成に教育行政としての責任を果たしていかなければならないと考えております。また同時に、そうした地域振興区活動と連携をしながら、全町的な視野での社会教育の振興、生涯学習の推進に努めなければならないと認識をいたしております。

まず、地域振興協議会との連携強化ということですが、昨年度の具体的な取り組みといたしましては、各地域振興協議会の生涯学習部及び公民館部との定期的な連絡会を開催することによって、それぞれの情報を交換、共有する取り組みを行ってまいりました。またその中では、各地域振興区ごとの生涯学習を担っていく人たちの交流、多様な人材についての情報交換はもとより、地域づくりの課題や生涯学習推進のための課題についての共通理解や共通認識も進みつつあると考えております。こうしたことを踏まえ、教育委員会としては、講師や実践事例の紹介等の情報提供、社会教育、生涯学習を推進していただける方の研修の場の提供、学びを地域づくりに生かしていく仕組みづくり等について、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。また、町づくりや地域づくりの根幹とも言える人権教育の推進につきましては、地域振興協議会との新たな連携によりまして、人権問題交流懇談会の開催を柱にしながら、多様な形態での充実した学びの場の提供を図ってまいりたいと考えております。

次に、文化、文化財保護の推進についてお答えをいたします。民俗芸能の継承と保存会の育成については、県指定無形文化財の小松谷盆踊り、町指定無形文化財である法勝寺歌舞伎及び法勝寺一式飾り、それぞれの保存会の主体的な活動を尊重しながら支援を行っております。小松谷盆踊りにつきましては、昨年度、国庫補助事業を活用いたしまして、その歴史や踊りの基本、保存会活動等を記録したDVDを作成をいたしました。記録保存という側面ばかりではなく、普及啓発にも大いに活用してまいりたいと考えております。また、ことし8月には、鳥取県伝統芸能功労団体として県知事表彰を受賞されました。この場をおかりし、皆様に御報告させていただくとともに、お喜びを申し上げたいと思います。

法勝寺歌舞伎につきましては、県の補助事業を活用いたしまして、保存会への活動助成を継続をいたしております。桜まつりを初めとする町の各種イベントにも御協力いただいております。特に子供歌舞伎の活躍はよく御承知のことと思います。一式飾りにつきましても、十分とは言えないまでも、保存会への活動助成を継続をいたしております。桜まつりでの展示のほか、法勝寺中学校文化祭での生徒による一式飾りの取り組みを御支援いただいております。当該校教育活動の特色ともなりつつあります。いずれの保存会活動にも共通することは、次世代への継承という観点から、積極的に児童生徒への取り組みをしていただいております。大変うれしく思っております。

また、地域文化の創造、交流といった観点から取り組まれているふれあい芸能inさいはくへの支援や、昨年度住民の皆様とともにつくり上げました町民歌やまいちょ音頭の普及啓発につきましても、引き続き努めてまいりたいと考えております。

最後に、総合型地域スポーツクラブ開設への移行着手についての御質問であります。総合型地域スポーツクラブの開設の経過等につきましては、6月定例議会で同僚議員さんの御質問にお答えさせていただいておりますが、基本的には国のスポーツ振興基本計画の重点施策として位置づけられた各市町村1つ以上のスポーツクラブを開設するという目標に沿い、一昨年度より具体的に検討をしているものでございます。今年度は、これまでの設立準備検討委員会を発展的に解消し、設立準備委員会として再編成し直し、より具体的に準備を進めてまいりたいと考えております。そのため、日本体育協会の資金を活用させていただき、組織体制やクラブのメニューづくりに取り組むほか、住民の皆様にご覧いただき、総合型地域スポーツクラブとはどのようなものなのかよく知っていただくために、啓発講演会や体験イベントなども計画をしたいと考えております。

本町が目指しております総合型地域スポーツクラブは、世代や運動種目を超えたスポーツ環境の整備であり、就学前の子供たちから高齢者の皆さんまで、だれでもが興味や関心、その技能レベルに応じた多様な活動の場を提供できるスポーツ環境を整備するための第一歩として考えてお

ります。そのための拠点施設として、総合福祉センターしあわせを想定をして検討を進めております関係で、さまざまな問題点や課題もあり、他市町村のクラブ設立に比べ幾分準備に時間がかかることを御理解をいただきたいと思います。総合型地域スポーツクラブの設立が当面する社会体育の課題解決につながり、これからの南部町のスポーツ振興、住民の健康増進に大きな役割を果たすことができるよう、しっかりと準備をしまいたいと考えております。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 御答弁ありがとうございました。そうしますと順次、関連について質問をさせていただこうと思います。

最初に社会教育、生涯学習というところで、最初にこの地域振興協議会との連携ということについて御説明、また答弁をいただいたところなんですけれど、やはりそれぞれ地域によって特色があるというふうに思います。そういった面で、先ほど教育長の方も連携を図って交流を進めているというふうに話をしてもらったんですけれど、この各地域ごとの今の生涯教育等について何か地域としての違いとか特徴とか、何かつかんでおられるところがあるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。議員さんの方も御承知のように、7つの地域振興協議会が、本当にそれぞれ異なる地域の課題といましようか状況がございまして、それぞれの状況にできるだけ対応してまいりたいというぐあいに職員の方にも話をしております。

昨年等の、あるいはそれまでの経験を踏まえて、私が今一番このことをしっかりと教育委員会はその任を果たさないけんと思っておりますのは、やはりそういう地域振興協議会の活動を引っ張っていかれるといましようか、お世話をしていられる方の研修なり支えなり、そういうものをどう具体的に私どもがお手伝いをしていけばいいのかなというところが一番大きな課題であるのかなと、そんなぐあいに思っているところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。やはり地域によって、何ていいますか、抱えている問題とかがいろいろとあると思いますので、大変とは思いますが、その辺も精査をしながら、地域に合った社会教育、生涯教育を地域振興協議会が中心となって、それぞれ向かっていけるような方向づけをぜひ行っていただきたいなというふうに思います。というのが、やはり振興協議会、今まで支援職員各1人、もう既になくなって自分たちだけで自立をしてやっている振興協議会もあるわけなんですけれど、そういったことに向かなくちゃいけないという思

いとか考え方が、やはり常日ごろ、全くそういったところも教育として必要なんだと、人づくりのためにも必要なんだという思いが、やはり協議会の職員の方ではなかなかつかみにくい、わかりにくいというところがあると思います。やはりそういった情動的な発信、協議会としてこれをやっぱり最低でもしなくちゃいけないんだというところをやはりちゃんと伝えて、実質的な状況も見ていただいて、検証もしていただいて、おこなっているところに対してはやはり進めてほしいというふうに思っております。特に19年度に出しておられます社会教育計画いっこのを見させていただいてる中で、地域振興協議会との連携というところがあります。月に1回から2回程度、生涯学習情報のメールなどを送っているというようなことも書いてあるんですけど、これも今現在続けているものなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 生涯学習メールについては、継続をして実施をいたしておりますが、職員とは、出すことはもちろん大事なんだけど、やはりその内容をもう少ししっかりと、そういう視点を持った内容に充実をさせないけんということを職員の方には言っているところでございます。それぞれ地域振興協議会の皆さん方、あるいは我々が当たり前にはやっていることでもあるんですけども、いろいろな課題に対して取り組みをする、あるいはイベントをする、こんな会議を持つ、やっぱりその原点のところはいろいろな形で学びながらやっているというのが実は現実だと思うんですね。そのあたりのところをしっかりと意識的に、やはり学びから活動へ、活動からまた学んでいく、こういうサイクルを上手に進めていくような応援を私どもがきちっとやっぱりしていくことが教育行政の役割かなというぐあいに思っております。

一方では、そういうことをやっぱり皆さん方に喜んでいただける、頼りにしていただける教育行政を展開をしていくためには、もう一つ側面は、私どもの職員のそういう支えていく、アドバイスをしていくやはり力をつけないけんということがもう一つの私自身は課題であるというぐあいに思っております。住民の皆さん方の中に出させていただいて、その中でしっかりとんでいただいて、職員が力をつけていく面と、それから、それなりの研修会にきちっと派遣をして基本的なことについて職員が学んでいく、そういうことを上手にコントロールをしながらやっているといいかなと、そういうふうな方向で考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。ぜひ、こんな言い方をしたらいけないかもしれませんが、振興協議会の地元でやってる職員の方々は、やはりそういった面では非常にまだまだ素人的な方が多いんじゃないかなというふうに思います。地域に対してやはり社会教

育、生涯教育というものが本当に大切なものなんだと、地域をつくっていく上には一番土台となるべきことじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひともせっかくできたこの7地区の協議会を十分にそういった意識を持ってもらうような発信をしていただいて、地域づくりなどに努めていけるように御協力をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、文化財のことなんですけど、特に上がっているのが小松谷の盆踊り、それから法勝寺の一式飾りとそれから法勝寺歌舞伎ということで、特に3点的なものが重点的に計画の中に上がっていますけれど、そのほかに、さっきふれあい芸能inさいはくのこと話もされましたけれど、ほかにこのような形で、教育長として教育委員会としてこういったものを育てなくちゃいけないと思っておられるようなものってあるのでしょうか。私も勉強不足で、実は勉強もしてきていないところもあって、もし何かあれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫。

○教育長（永江多輝夫君） 板井議員さんの御質問の趣旨に合うのかどうなのかちょっとわかりかねているところが実はあるんですけども、文化の創造というような観点で考えてみますと、やはり音楽祭とか、これも振興協議会で取り組まれているものもあれば、全町的に取り組んでおられるものもございます。そういうものを少しやっぱりしっかりやっていかないけんのかなと、そんなぐあいには考えているところでございます。御質問の趣旨に合う答えになったかどうかちょっと自信ございませんけど。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） やっぱり地元で築かれてきた伝統とか、ものは町としてもしっかりと支えていく、継承していくための支援をしていかななくちゃいけないと思うんですけど、ここで町長いいでしょうか。文化とは言えないんですけど、ちょっと飛んでしましますが、山菜会も一つのそういったものに入っていてもいいんじゃないかなと。これだけ50年も続いたものが、その点についてどういうふうに思っておられるのか御答弁いただけませんか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。法勝寺の一式飾り、毎年姿は変わりますけれども、無形文化財ということに指定をしております。山菜会も毎年料理は変わりますけれども、50年も続いておりますから、そういう意味では、十分文化の名に値する行事ではないかとこのように思っております。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 失礼しました。急遽振ったりして申しわけありません。やはりそ

ういったものを育てる、小松谷の盆踊りなんかも、こないだSANチャンネルで本当に盛大に、地元の人がたくさん集まって踊っている、SANチャンネルでテレビの放映も見させていただきました。それから一式飾りについては、毎年各区ごとで創意工夫凝らしてつくって、2日間のために何カ月も前から計画立案してつくって、この法勝寺に来ていただく方々を迎えてもらっております。それから法勝寺歌舞伎の方も子供たちの歌舞伎の育成ということで、こちらも長年続いた芸能というものを引き続き支援していただいて、今またまさに本当に南部町の一つの大きな芸能として発展もしてきているというふうに思います。この文化財の保護というものは決して、はたから見るとこんなことしてもしょうがないんじゃないかなというようなこともあるんですけど、思われる方もあるんですが、これは本当に大切なことだというふうに思っておりますので、こちらの方の保護についても引き続き応援をしていただいて、支援をしていただく。必要なものにはやはり多少なりともお金を出していただいて継続、継承できるような姿にしてほしいというふうに思っております。教育長の方の考えをもう一度聞かせてやってください。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 先ほどの御質問に絡めながら、少し落としているところもありましたので、若干頭にありますことを申し述べて答弁とさせていただきたいというぐあいに思っております。悩みも話すのかもしれない。

一つは、町内のそういう宝物といいましょうか、これをどう町づくりに生かしていくのかという点で、十分に、逆に言うと課題というのは生かされていない、まだまだ可能性があるんじゃないかということで、私どもがまだ十分にできていないなと思っているのは、一つはやはり祐生館の活用でございます。このものをやはりもう少しダイナミックに展開をしたいなという思いはございます。

それから2点目は、6月議会の同僚議員さんの御質問でも少しお答えをいたしましたけれども、法勝寺電車ですよね、このことをやはり何とかもう少ししっかりと位置づけをせないけんというぐあいに思っております。6月議会の方でもお答えをしましたが、昨日も県の関係者ちょっと会いまして、順調に手続等進んでいるようでございますので、今年度から新年度にかけては、これは少し住民の皆さんとしっかりとキャッチボールをしながら、どうこの遺産を地域づくりに生かしていくのか。特に合併に伴いまして、まだまだ課題もあるわけでございますけれども、この法勝寺電車は2つの町を走っておった電車でもございます。そのあたりのところから、そういう面での活用というものもできりゃせんかなというようなことを思っているところでございます。

最後にもう一点は、公民館を使ってたくさんの、先ほど音楽祭のことを申し上げましたけれども、さまざまな学習を展開をしていただいております。このことをもう少し結集をしながら、やはり文化の薫りの高い町づくりに一步でも近づけていくように、ちょっと戦略的にもう少し考えていかないけんかなと、そういうことを考えているところでございます。そういう点の補足をさせていただいて、そのあたりのところをこれからしっかりやっていきたい。思いを語らせていただいで答弁とさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ぜひとも祐生館の活用、また法勝寺電車の復興と、復興はもうできないかもしれませんが、活用ということで、米子の法勝寺町ですかね、日本最古の客車とあっていってありますけれど、そういったのも何か米子市の方でもこれ以上保存ができるんだろうかというようなことも何か話にも出てたようですので、ぜひそういった貴重なものがこの町の外にもあったりもしますんで、ぜひともそういったものも何かあれば活用して、旧来の法勝寺と手間をつないでおりまして、米子までつながってございました法勝寺電車もぜひとも町民の心につまでも残るような形で考えを出してほしいなというふうに思いますので、よろしく願います。

そして最後に、総合型の地域スポーツクラブについてということなんですけれど、これは年度的には19年ぐらいから始まったものなんでしょうか、わかりませんが、この最後、ことし22年、来年度の23年でこの事務局をつくるということ自体の事業も終わるようなことを聞いているんですけれど、教育長の先ほどの答弁の中にさまざまな問題点というようなことが答弁でありましたけれど、そのさまざまなというものに関して、もし具体的なものが何かありましたらばお教え願いたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。スポーツクラブに向かったの具体的な動きについては、一昨年度20年度からようやく動き出せたと。19年度にさまざまな想定といたしましよるか、そういう内部検討というのは始めたのは事実でございますけれども、具体的に作業に入ったといたしましよるか、一昨年度から研修等を始めまして、共通理解を得る、その方向性を確認をする、そういう取り組みをさせていただいております。

私も県下の、既にでき上がっておる総合型の地域スポーツクラブの現状をすべて掌握をしているわけではございませんが、いわゆるクラブをつくってそこでさまざまなメニューをとりあえずやっていまいしよるといふ形だとある程度は、そこでどれだけの量をするのかっていうことは

国は求めているわけではありませんから、比較的そういう思い、いわゆるスポーツを広げていきたい、あるいはスポーツ大好きだ、お世話もしたいっていう方が寄られていろいろな発信をされて、そして住民の皆さん方がそれに参加をされて実践をしていく、こういう比較の一つのつくっていくノウハウっていうのが基本的にあるのかなと、そんなぐあいに私は思っているんですが、本町の場合、先ほど申し上げましたように、しっかりとその拠点施設をつくっていこうという考え方が基本的に実はあるわけでごさいますし、しあわせの施設をある程度団体でもって管理運営といいたいでしょうか、そういうことも含めて実施をすることができないのかなという、こういうもう一つの大きな課題もあわせて持ちながら検討を進めております関係で、そういう面でのさまざまな職員さんの問題等もございますし、管理運営での将来的には保障というようなこともありますし、そういう問題を絡めながらこのスポーツクラブの設置ということを考えておりますので、多少そういう面での問題が時間が多少かかるかなと、そういう認識をいたしております。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 一応、事業の目的とか教育委員会が出しておられるところ見ましても、総合福祉センターしあわせに設立準備委員会を立ち上げる。また拠点施設としてはしあわせというところが一番場所的には適地なんだと。もちろん中にプールもあります。上にはスポーツといいますかトレーニングルームなどもあって、確かに一番いい場所だというふうに思うんですけど、今管理をしているのは南部町の社会福祉協議会だと思うんですけど、施設を拠点とするためには、今の社協とのつながりというものはずばらしいといけないと思うんですけど、その点のつながりとか話とかは進んでいるというような状況だと思ってよろしいのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） この点につきましては、実は今年度は少し足踏み状態なんですけれども、一つの可能性といいたいでしょうか方向性ということで、町の方も一緒に何回かその方向性なりについて、意見交換をしてきた経過はございます。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 今回の9月の補正でものってございまして、予算の組み替えということで説明書見ますと、組み替えで今まで別々についてたものをクラブ支援事業補助金ということで予算が組み替えで計上されてるということは、やはりそういったものが進んでいっているんだというふうに私も理解はしておりますので、ぜひともこの総合型地域スポーツクラブといいたいでしょうか、これは非常に、悪いものではないと思います。教育長言われるように、今まであるスポーツ少年団とか今までの社協である、社協といいたいしあわせにあるプールを使った教育とかそ

ういったものも、今まであるものもうまいぐあいに利活用してこのスポーツクラブというのを創設するというのにどうしても時間がかかってるといものがあるんですけど、やはり2年間で事務局をつくるということになると、本当に来年度、ことしもう半分過ぎて来年度1年しかないという状況ですので、その点、計画を組んでぜひともこのスポーツクラブというものが事務局で終わらずに、最終的にクラブとして出ていくようお願いをしたいと思います。最後に教育長の信念であります、前へ、前へ、ひたすら前へということで、南部町の教育を1歩、2歩、前へ進めていただきますようによくお願いをいたします。

次に山菜会のことについて、少しだけ私の思いとか気持ちをお話しをさせていただいてと思いますけれど、先ほど町長の答弁で山菜会の会場、当初城山でということで、天気の状態を見ながら頂上まで職員の皆さんが料理を持って上がってもらったりとか、会場を設営して、設営した途端に雨が降り出してまたプラザの方に会場を移したりとか、確かにこういった思い出とかつらいことでしたけど、最後終わったときの充実感というものは多分職員の皆さんも持っていたいてたんではないかなというふうに思います。答弁の中に、職員の皆さんもだんだん減ってきて非常に今後対応がしにくくなるので、この100回というものを区切りという話はあるんですけど、今例えばすぐにそういったような状況でやめなくてはいけないのか、それとも次の、南部町主催を例えば南さいはく自然休養村、緑水園を中心としたところがやっていく、それをつなぐためにも区切りが一番いいというふうに判断をされたのか、まずその点からお伺いをしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長であります。山菜会につきましてですが、町主催をやめるということをございまして、町としましては、山菜会は継続していくという意向は持っております。100回を一つの区切りということで、町長の答弁にもありましたように、いろいろ事情も従来とは変わってまいったところがございしますので、町主催のものはやめるということですが、継続についてはしていくという現在は方向を持っております。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうすると、例えば南部町の春の山菜会、南部町の秋の山菜会、この頭について町の名前は使ってもいいということなんでしょうか。といいますのが、やはり南部町という名前がつかないと、お客さんというものは何か離れていくというふうに感じておりますし、決して先ほど説明の中に、緑水園周辺の施設の特産性は十分に認識はできたというふうに思って山菜会を今回で中止をするというような話があったんですけど、決してこの山菜会

というのは、緑水園周辺のためだけではなくて、南部町という名前の大きなPRの場である。物を食べながら、私最初の壇上で話をさせてもらったように、会見の特産品やそういったものも使って献立が組まれております。決して緑水園周辺だけではなくて、南部町の全体のPRのイベントだというふうに思ってるんですが、その辺の認識的なものは違うんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長であります。板井議員がただいまおっしゃったとおりの認識をしております。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうするとやはり、もう一つ、済みません、聞かせてください。南部町というこの町の名前は使って、例えば継続をしてもいいということなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうすると主催がかわるというだけで、側面的な協力というものはこれからも続けていただけるということなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 少し詳しくお話をさせていただきます。山菜会は、今後町の総合的な観光施策を考えます中で大きな素材となり得るということ、今までもそうございました。ということで、町の方も、先ほど町長の答弁にもありましたが、県の観光部局、それから鳥取大学等と具体的にこのことを検討してまいるといってございまして、そういう部分も含めまして側面的に支援をさせていただくということは議員御質問のとおりでございます。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ぜひお願いしたいと思いますし、先ほど町長の答弁の中に、職員が減っていく中でサービス低下を、日ごろの町民の方に対するサービスの低下が山菜会に何人か行ってしまうとそれがとれなくなってしまう可能性もあるというようなことも話もされました。その点はよくわかる場所なんですけれども、決して苦勞してるのは町の職員さんばかりではありません。緑水園の職員、それから周りで料理を提供している職員も、前日は徹夜がけで400人、500人の料理を準備し、朝は早くから盛りつけをしながら皆さんに喜んでもらうために頑張っているわけです。ただ言われるように、お客さんからいただきます3,000円という料理代金というものは、すべて緑水園ほか料理を提供したところに入っていきわけなんですけれども、やは

りその辺の営利性を目的としてやっている施設とそういった、ではない施設と、施設といいますがこういったところですね、というものやはり違いは職員の方にも認めていただいて、今後ともそういった支援をいただきたいというふうに思っております、この山菜会というのは本当にしつこいようですけれど、南部町にとっても決して捨てることのできない山菜会だと思いますし、また今後の夢として、緑水園を中心として南さいはく振興協議会ばかりではなくて、各それぞれの振興協議会から協力もいただきながら、南部町全体としての山菜会になればそれが一番理想的な、今までやってきた南部町の山菜会というものが継承できるというふうに思います。やはりそういったところの橋渡しとか協力的なことも、今後、逆に言えば、今まで以上にそういった面では協力をしていただかないと本当の山菜会に、南部町の山菜会にはならないのではないかというふうに思っております。ぜひともその点、御理解と御協力をいただいて、山菜会が廃れることなく今後ともどんどん発展して行って、すばらしい山菜会が今後とも続くように御協力をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で1番、板井隆君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は1時ちょうどとします。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

○議長（石上 良夫君） それでは再開いたします。

午前中に引き続いて一般質問を行います。

3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之です。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問を行います。

まず最初に、米の戸別補償制度と有害鳥獣対策について問います。

平成22年度から米戸別所得補償事業がスタートしましたが、この制度は最初から問題があると指摘をされておりました。私の質問に対して産業課長は、ある程度の収益が出ていると考えると答えられましたが、その内容についてお伺いいたします。

次に、有害鳥獣対策はワイヤーメッシュ、捕獲おり等の対策が実施されています。農業従事者が高齢化し、ワイヤーメッシュの設置作業が困難になってきてる現状があります。県の事業の電

気さくについて、南部町の対応を伺います。

具体的に次の4点について伺います。米戸別補償事業の南部町の加入状況はいかなるものか。作物ごとに具体的な例を挙げてお願いいたします。3番目、有害鳥獣対策の現状を伺います。4番目、電気さくの導入について、南部町の考えを伺います。

次に、地上デジタル放送の対策について伺います。2011年7月から、地上デジタルの完全移行まであと10カ月です。費用負担の問題でテレビ難民が出るのが予想されておりますが、町の対策はどうでしょうか、伺います。

具体的に次の2点について伺います。1つ、高齢者等への支援を求めます。2つ目、具体的な費用負担はどうか伺います。

3点目、保育園の民営化、学童保育のあり方及び雇用について伺います。町長は、保育園の民営化を2年後をめどに2園を民営化とのことでありますが、現在の進行状況について伺います。また、学童保育を民営化との話を聞いておりますが、事実かどうか伺います。最後に職員の雇用について伺います。

具体的に次の4点について伺います。1点目、保育園民営化の検討状況について伺います。2点目、学童保育民営化の話は事実かどうか伺います。3点目、学童保育の現状について伺います。4点目、職員の雇用実態について伺います。以上、壇上での質問終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問にお答えをしております。

戸別所得補償制度と有害鳥獣対策であります。まず、戸別所得補償制度の加入状況でございますけれども、加入申請に当たり、農協、町を事務局とする南部町水田農業推進協議会で説明会を開催し、申請受け付け、書類の集約を行っております。南部町の加入状況でございますけれども、7月30日現在の数値を申しますと、米戸別所得補償モデル事業の加入面積は565ヘクタール、水田利活用自給力向上事業の加入面積は126ヘクタールで、合わせて691ヘクタールという状況でございます。農家数では、全体農家数の1,075件のうち1,009件、約94%の方が加入申請をされたこととなります。平成21年度と比較しますと、水稲作付面積が601ヘクタールで、米戸別所得補償モデル事業の加入面積が現在565ヘクタールです。一方、転作に係る比較ですが、平成21年度の産地確立交付金の助成対象面積は約134ヘクタールで、水田利活用自給力向上事業の加入面積は126ヘクタールでございますので、いずれも割合にしますと、94%となっております。

次に、作物ごとの具体的な例ということでございますけれども、水田利活用自給力向上事業の

加入作物と面積について申し上げます。麦は0.1ヘクタール、大豆は16.9ヘクタール、飼料作物が3.9ヘクタール、ホールクロープサイレーズ用稲が0.2ヘクタール、飼料用米22.3ヘクタール、ソバ3.5ヘクタール、その他作物47.6ヘクタールという加入状況でございます。雑賀議員も御承知のとおり、戸別所得補償モデル対策は、米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業の2本立てで構成されていますので、転作作物だけでなく水稲作付面積も含めて助成対象であります。作物ごとの具体的な例については、産業課長に説明させますのでよろしく申し上げます。

次に、有害鳥獣対策の現状についてですが、現在南部町では被害額の大きいカラス、イノシシ、ヌートリアに対しての対策を重点的に行っております。カラス対策としましては、猟友会による追い払いと駆除を実施しており、約70羽を駆除しております。ヌートリアの駆除については、町の講習を受けると駆除する免許がもらえるよう体制を整えておりまして、現在約120名の方が駆除に従事しております。また今年度から捕獲奨励金が交付されるため、捕獲数は昨年と同時期と比べ1.5倍の85匹を捕獲しております。イノシシ対策としましては、猟友会による駆除と侵入防止さくの設置推進等を行っております。イノシシの駆除についても今年度より捕獲奨励金が出ることから、現在の捕獲数は昨年と同時期と比べて約1.4倍、54頭となっております。また侵入防止さくとして町が推進しておりますワイヤーメッシュさくについてですが、確かにこの設置どきに労力がかかりますけれども、設置後の草刈りなどの管理の回数が少なく済むことと、侵入防止効果が高いということ。また一度設置を行いますと、その後長期にわたって使用できるということから、高齢者が農業にかかわることが多い南部町では、最も適していると判断しております。設置についても、今後は個々の農家が単独で行うのではなく、地域全体で取り組み、共同で設置をし、共同で管理をしていくことが重要であります。そのための体制づくりを推進していくことを重点的に考えております。

電気さくの導入に関しては、県の補助がありますので、設置要望がある場合には活用していきたいと考えております。ただし、電気さくの申し込みは個人単位ではなくて、集落単位での申し込みになりますので、要望される際には集落単位で申し込みをしていただきたいと思います。導入にかかる事業費は、今年度実績で電気さくがメーターが228円、ワイヤーメッシュさくがメーター450円となっております。そのうち実際農家が負担する金額は3分の1の金額となります。金額的にはこの電気さくの導入はしやすいところでございますけれども、電気さくは草が電線に触れると電圧が下がり、対策効果が低くなるということがございまして、草刈りなどの管理がより小まめに必要とされます。通常電気さくの下段の電線は地面から15センチ程度の高さ

で設置をいたしますので、その高さに達しないよう草の管理をすることが大切だということであり、その分農家の労務量がふえるということですのでございますから、町としては管理がしやすいワイヤーメッシュさくの設置を進めていきたいと考えております。

次に、地デジ対策でございます。2011年7月24日にテレビの地上アナログ放送は終了し、地上デジタル放送に完全移行するわけであり、この事業は国の施策として、総務省が中心となり推進しているものですが、地方自治体としても広報などを中心に視聴者の皆さんへの周知に努めてきているところです。本町でも総務省により、昨年11月には町内8カ所において、地上デジタルの説明会や相談会が開催されたところであります。また、ことし6月と7月には、相談会が2回開催されております。

地デジ放送は、従来のアナログ方式と比べてより高品質な映像と音声を受信することができるほか、データ放送や双方向のサービスが可能となる新たな放送システムでございまして、その活用の多様性から今後私たちの暮らしに大きく貢献すると期待されております。通常、通信や放送などに使える電波は無限ではなくて、ある一定の周波数に限られてございまして、現在の日本では使用できる周波数に余裕がなく、電波が過密に使われている状況です。この電波をデジタル化することにより、電波の過密状態が改善でき、その有効利用が可能となります。最近、地デジに関するCMがたびたびテレビで放送されるようになり、視聴者への周知が行われております。

地デジ放送を視聴するには、地デジ対応のテレビをまず設置していくということであり、2番目にアナログテレビの場合は、地デジチューナーをつけ加える、この場合、チューナー本体価格と設置費で約1万円程度がかかります。3つ目にケーブルテレビに加入する。以上3つの方法のいずれかの対応が必要となります。ただし、地上デジタル波の受信につきましては、直接アンテナで受信する場合、ちょっとした山や建物で受信できない場合があります。町全体が受信できるというものではありません。そのため町では、デジタル電波への対策を考えて、CATVの整備を行い、難視地域の解消を図ってきた経過がございます。町では、町民の皆さんが主体的に情報化社会に乗り出していける環境を整えることが行政の担う役割であり、必要最低限の生活水準として保障する生活環境であると考えておりますので、末端の引き込み線の敷設につきましても、町の責任で設置をしております。また個人負担となっております中海テレビの加入金も、通常であれば6万3,000円ですが、来年3月まで3万1,500円と減額していただいておりますので、未加入の世帯の方はこの機会にぜひ加入していただきますようお願いいたします。

また国では、生活保護などの公的扶助を受けている世帯や、障がいのある方がおられ、世帯全員が市町村民税非課税措置を受けているなどの経済的な理由で地デジを視聴できない世帯に対し

て、地デジチューナーを無償で給付をしております。アンテナ工事が必要な場合にも無償で工事を行います。ケーブルテレビ未加入の世帯でかつデジタル波が受信しにくいと国が指定した地域の支援策として、高感度アンテナの設置費用の補助制度がございます。ちなみに本町の難視地区、つまりデジタル波が受信しにくい地区となっておりますのは4集落であります。内訳ちょっと言ってみますと、鴨部が1世帯、原1世帯、城山5世帯、それと上阿賀が、世帯はないわけですが、上阿賀ということに、合計8世帯でございます。現在対象世帯の方に対する実態調査がNHKと地元民放局により行われております。今後その結果を受け、ケーブルテレビへの接続などの具体的な対策を講じていく考えでおります。

次に、本町におけるデジタル化の影響について説明を申し上げます。現在の中海テレビ加入率は86.1%で、3,334世帯に入っております。加入されている家庭の場合は、地デジの完全移行後も現在見ておられるテレビで視聴可能ですので、御安心していただきたいと思っております。以上のことから、具体的に本町での地デジに対する準備をしていただく世帯の方は、中海テレビ未加入の約14%の世帯であります。既に地デジ対応テレビを購入されたり、地デジチューナーを設置し、地上デジタル放送を視聴されている世帯の方もおられますので、今後中海テレビ未加入世帯に対して、国、県、放送事業者と連携をとりながら、場合によっては戸別訪問などを行い、ケーブルテレビへの加入促進を進めていきたいとこのように思っております。

地上デジタル放送は、冒頭でも申し上げたとおり、電波の出し手に対して、受け手の視聴者からも情報発信が可能となる双方向の情報伝達機能を持つものでございます。このことは現在の郵便や電話、電子メールなどの情報伝達方法を大きく簡略化できるとともに、国民の意見の集約、ニーズの把握など、幅広い分野で活用が可能となり、そのことが国民生活の質の向上に貢献すると期待をしているところであります。町としましても、現在テレビを視聴されている町内すべての世帯の方が地デジの準備を済まされるように、今後とも必要な情報をわかりやすくお伝えしていく考えでおりますので、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、保育園の民営化や学童保育のあり方などがございます。まず町の保育園の現状を申し上げます。4園の定員は390名で、現在保育園児数は354名でございますから、90.7%の利用率となっております。待機児童はございません。また開園時間は、午前7時30分から午後6時30分までの11時間となっております。土曜日の午前は全園で、午後保育はすみれ保育園とさくら保育園で行っております。受け入れ年齢は、生後6カ月から1歳児まではつくし保育園とひまわり保育園で、1歳児から就学前までは全園で受け入れをしております。運営経費については、平成21年度は3億1,532万7,000円で、収入につきましては、保育料が6,

606万9,000円、交付税措置1億1,848万4,000円で、不足をする1億3,077万4,000円が一般財源で実質町の負担額となっております。現在職員の状況でございます。正職員が28名と非正職員が38名、パート職員が36名でございます。このほか早朝と夕方の延長保育や、土曜日保育、障がい児保育、途中入所の受け入れにも職員を配置していますので、職員も多く必要となっております。平成22年度予算における人件費は2億8,600万円で、運営経費全体の83.6%でございます。このうち、臨時職員、パート職員でかかる経費が1億1,300万円で、人件費に占める割合は39.6%となっております。

保育園民営化については、昨年9月の定例会以降、議会ごとに質問をいただきましたが、3月議会において、現在の4園のうち2園を民間委託したらどうかということを検討していきたいと申し上げました。以前から申し上げておりますとおり、このたびの民営化に対する大きな視点というものは良好な保育の継続にあるところでございまして、来年3月をもって任期の満了する非常勤職員の方に対しての身分保障と、これからの保育園に求められているニーズへどのように対応していくのかということに対して考えているものでございます。議員御質問の現在の状況でございますが、内部協議を行い、骨子を検討しております。これにより今後のスケジュールの検討、関係する施設への照会や問題点の拾い出し、必要な資料の調査を行っているところであります。具体的には、指定管理を行う園としてさくら保育園、つくし保育園の2園を考えており、指定管理先には、町内の社会福祉法人伯耆の国へお願いできないかと考えているところです。これにつきましては、いずれも米子市に近いことから、町外に勤務される方にとって、早朝、夜間、延長保育について利便性が高いということ、また新しい住宅団地を近くに控えていることにより、特別保育へのニーズは多いと見込まれることから選定したところでございます。2園における職員数は、つくし保育園が保育士18名、調理員3名の計21名、さくら保育園が保育士12名、調理員2名の計14名でありますので、現在の非常勤職員38名の受け入れ先としてはほぼ同数の職員に当たります。

続いて放課後児童クラブについてお答えします。まず学童保育の現状についてですが、現在西伯小学校を対象としていますひまわり学級と、会見小学校と会見二小学校を対象としているあいみ児童クラブの2カ所がございます。運営時間については、平日については午後2時から6時までの4時間。土曜日は毎月第1、第3土曜日にひまわり学級で午前8時から午後6時までとなっております。児童数につきましては、通年利用として合計80名の児童が利用しております。夏休みなどにつきましては、月曜日から土曜日まで、午前8時から午後6時までの10時間運営しており、利用児童数は合計120名を超えております。

次に職員の雇用実態についてお答えします。ひまわり学級では1日4時間で週5日勤務の方が6名、1日4時間未満または週5日未満の方が4名。あいみ児童クラブでは1日4時間で週5日勤務の方が5名、1日4時間未満または週5日未満の方が2名で、いずれも町の非常勤職員であります。このほか長期休暇中につきましては、各放課後児童クラブとも5名から8名の方をお願いし、運営しております。賃金面については、条例に定められているとおり時間給として支給をしております。ほかに手当などはございません。週に20時間ということがございますから、社会保険には加入していませんが、雇用保険への加入及び有給休暇については、労働基準法に定める基準により適用しております。

次に学童保育民営化の話は事実かとの質問ですけれども、6月議会において、条例の適用により非常勤職員の更新は2回を超えることができないと規定されていることから、長期の方については来年4月をもって雇用を継続することができなくなるため、保育園民営化でお話ししていた内容と同じく、職員雇用という観点から早急な対応をする必要があると答えておりました。いわゆる民間において雇用をいただき、運営委託という手法をとる必要があると考えておったわけですが、これにつきましては、勤務実態が週20時間程度でありますので、条例で定める38時間に満たないというようなことから条例の適用外ということで、来年4月以降においても引き続き今までどおり経験を生かして雇用を継続していくことができるというように思っております。学童保育については、今後も保護者の就労機会の増加により需要が高まると見込まれまして、また就労形態も変わってきているために、利用時間の延長、休日の実施、対象学年の拡大要望などお聞きしているところであります。行政として早急に対応する必要があると考えておりますけれども、実施場所の確保や指導員の確保など課題も多くありまして、行政のみでの対応は困難となってきます。放課後児童クラブにつきましては、今後は地域振興協議会など地域住民の皆さんのお力をおかりして、地域で見守ることなど検討していく中で、民営化を視野に入れた検討をしていく必要があると考えております。以上、答弁いたします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。先ほどの作物ごとに具体的な例を挙げというところを説明をさせていただきたいと思っております。

これはいろいろな条件がございますので、ある程度こちらの方で想定をしたもので説明をさせていただきますが、水田保有面積を50アールの農家ということで限定をして説明をさせていただきたいと思っております。その場合、転作率が約40%でございますので、五四の二十。20アールが転作ということで、水稲作付が30アールということで御理解をお願いしたいと思います。な

お、水稲作付につきましては、今年度の米戸別所得補償モデル事業では、1農家当たり10アールは保有米ということで助成金の対象になりませんので、実際的には水稲作付は30ですけども、転作奨励金に対するものは20アール。そういうことを想定しながら説明をしてみたいと思います。もう一つは21年度では産地確立交付金という名前で助成金が出ておりました。22年度では転作の方は水田利活用自給率向上事業という名目で奨励金が出るようになってますので、この辺あわせて今後説明していく段階で、転作奨励金というような形での説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、まず第1に水稲とソバということで、水稲30アール、ソバ20アールで説明します。そうしますと21年度ではソバの20アールに対して、反当3万2,000円の助成がっております。そうしますと20アールで6万4,000円が21年度には支払われておりました。22年度ではこのソバの奨励金は2万円になりますので、トータルで4万円となりますが、先ほど言いました水稲の方が反当1万5,000円出ますので、2反分として3万円、合わせて7万円の奨励金が出るようになります。そうしますと21年度と比較して6,000円多く支払われるという形になります。続いて水稲と大豆で説明をいたします。条件は先ほど言いましたとおり一緒でございます、大豆の場合は、反当4万5,000円が21年度は支払われておりました。2反ですので9万円になります。22年度は、大豆の場合、反当が3万5,000円ですので、2反で7万円というふうになりますけども、水稲の方が2反ありますので、ここで2反掛ける1万5,000円、3万円、合わせて10万円ということになります。そうしますと22年度の方が1万円高くなるということでございます。もう一点だけ、水稲と飼料用米についても説明をしておきたいというふうに思います。飼料用米ですけども、21年度については反当8万円ということで、2反つくっておられますと、16万円の奨励金が出ておりました。22年度は、同じく奨励金の方は8万円ですので、16万円。それと水稲の作付に対するものが反当1万5,000円ですけども、20アールありますので、これが3万円ということで、トータル19万円ということになります。そうしますと22年度は3万円多く入ってくるということでございます。ただ、これにはいろんな条件がありまして、いろんな条件といいますか、21年度までの条件と本年度の条件、かなり変わっておりますので、大きいところでの説明ということでよろしくお願いしますというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、まず最初に、それじゃあ具体的に個別に質問をさせていただきます。

まず最初に米の戸別補償なんですけども、先ほど課長の方から具体的に作物を上げていただいて、昨年度より多少なりとも金額が上がるということなんですけども、最初の壇上の質問でも申し上げましたように、これは米価が一応昨年度並みというのが限定であって、昨日でしたか、二、三日前に農協の方からことしの概算金、米に対する仮払いですね、これが参りました。これによりますと、まず22年産の概算金がコシヒカリの1等で5,250円、ちなみに昨年が6,250円。それからひとめぼれの1等が22年産が5,000円、昨年が6,000円。それから、最近進めております「ヒカリ新世紀」、新しい品種ですが、これも5,000円、これも6,000円ということで、軒並み30キロ換算で1,000円の減額になっております。ということは、例えば8俵米がとれたと計算します。そうすればこの1,000円がマイナスになりますよね、だから先ほど課長言われましたように、昨年と比べて多少なりとも金額が上がってるんで、所得はプラスになるというような言い方をされましたけれども、課長、その辺の、課長の方も資料はいろいろとあると思いますんで、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。先ほど説明いたしましたのはあくまでも転作といたしますか、米の戸別補償ということでの金額でございます。米価まで、そこまで踏み込んで計算はしておりません。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） やはり、今課長は米価までは算定をしてないということなんですけども、やはり農家の収入ということになれば、米価がまず基本だと思います。米価が幾らになって、それプラス転作がどうなのかということをややはり検討していかないと、実際の収入がどうなるかということになります。そこで、これは農業新聞なんですけど、軒並み新米で1,600円から600円の下げということで、全国的になっております。大体鳥取西部農協で米の集荷が約30万袋あるとなっております。そうすると大体30キロで1,000円下がれば3,000万の収入減になるということです。収入減になるということはやはりそれだけ経済が、農家の経済が非常に苦しくなるということでなってるところでございます。その辺やはり、産業課長にお聞きしますが、南部町の、鳥取県でもいいんですが、米の生産費用は10アール当たりどれくらいかかるかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後1時38分休憩

午後2時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長。標準的な生産に要する費用でございますけども、60キロ当たりが1万3,703円となっております。これにつきましては、全国の一律の単価として平成22年産米の販売価格を想定するときに使った数字でございます。現在、反当1万5,000円というしておりますけども、今年度の販売価格が過去3年の販売価格を下回った場合にはその差額をもとに算定をするということで、上乘せがあるというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ありがとうございます。

今、1万3,000円、60キロ当たり1万3,000円生産費がかかるということですね。とすれば、計算すれば米代が約1万円、60キロ当たり1万円ということになれば、3,000円の当初から赤字が出るということになりますので、米をつくる人がなかなか米づくりに精が出ないということになるかと思えます。

この問題は、やはりこの制度に問題があるのであって、私は別に産業課長にその数字的なことであれするつもりはなかったんですが、やはり3月議会でしたか、12月議会に、米の戸別補償と、それから日米のFTA問題のことで質問いたしました。そのときに、戸別補償は1万5,000円であるんでなかなかいい制度ではないかというような、町長の方から答弁いただいたような気がしております。

それと、FTA問題については、このFTA問題が協定になれば非常に日本の農業は壊滅的な状況になるということで、これについて質問しましたら町長が、これは市町村長会でしたかいね、これで上げてるんでそちらの方で運動をしてるということでしたけども、最近、また民主党の各農林部か何かの会合で、この問題は、FTAは積極的に推進をしていくということですけども、町長、その後についての市町村長会等での運動等については変わりはございませんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。町村会も会長がかわりまして、今までは福岡県の会長だったわけですけども、長野県の農業どころの会長になったということでもあります。

12月だったでしょうか、全国町村長大会をして、そういう決議もしております。その後、会長もかわったというようなこともあって、この問題もより力を入れて取り組んでおるとい

に思っております。個別具体的に、いつどこで何をやったのかということまでは承知しておりませんが、大会決議を実行に移すということは大切な課題ですから、農林部会などを中心に取組んでおるといように思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） この米が値下がりしていくというのは、米の過剰が原因であるし、それと最近では米を食べない、昔は1人の消費量が1俵ぐらいあったものが今最近では30キロぐらいに減っているということで、半分ですよ。そうすれば、同じものをつくっても半分は余っているんだということで、やはりこれは政策的なもので、やはり全中も、09年産は30万トン以上の繰り越しの在庫が見込まれているということですが、ことしもまた09年産と10年産で60万トン以上の過剰米が出てくるのではないかといいに心配をされております。これは政策として、やはり全中なり国が備蓄米を買い上げて米の価格を補償して、米の再生産ができる価格体系をつくっていくべきではないかといいいに考えております。

先ほど町長の方から、会長さんがかわって、米どころの長野県の会長さんが会長になられて、積極的にこの問題について進めていくということでございますし、これやはりどうしても米の生産ということになれば、大口農家が対象になるんじゃないかといいいに皆さん思われがちなんですが、やはり日本の農業を支えているのは大口農家だけじゃなくして、小さい10アールから、大きいところで、秋田の方では10ヘクタールもつくっているような方まで、やはりそういう方々の努力のもとで、やはり日本の農業は賄われておるといいいに思っておりますので、ぜひとも町長、よく東京の方に行かれますので、その辺のことをまた頑張ってもらえたらといいいに思っております。

次に、有害鳥獣対策に移ります。

有害鳥獣対策は、先ほどワイヤーメッシュと電気さくの要望を出しましたんですが、ワイヤーメッシュにつきましては従来やってありますが、なぜ私はここで電気さくを要望したかといいいと、やはり農家の方からそういう声がありましたので、やはり自分もなかなかもう年をとってワイヤーメッシュを、高さが1メートル50センチでしたかね、1メートル。1メートルで幅が……（「2メートル」と呼ぶ者あり）2メートルのものを、1枚で済めばいいんですが、田んぼじゅう張ろうと思えば相当な目方になって、それに対する、町長言われましたけれども労力が必要であるということから、電気さくは非常に、その後の管理は非常に難しいかもしれませんが、やはりイノシシの対策として有効であればぜひとも南部町でも導入について検討をしていただいて、やはり広報等についてきちんと広報していただきたいといいいに思いますし、1点だけお聞きしま

すけども、寺内さんが、ワイヤーメッシュじゃない電気さくをしておられますが、それから去年でしたか掛相の方で、ことしですか、電気さくをされてるといように聞きましたけども。寺内さんの場合はどういう形態でされているか、御存じかちょっとお聞きしたい。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。有害鳥獣の関係につきましては、大きく分けて2つの事業がございます。有害鳥獣駆除事業といって、県が先ほど言いましたように3分の1の補助がある事業でございますけども、これと、もう一つは、俗に国の事業と言っておりますけども、鳥獣被害防止対策事業というのがございます。これの今まで電気さくをしていただいているのは、基本的にはこの国の鳥獣被害防止対策事業というので、集落単位でメッシュなりを張っていただくというようなことで事業実施をしてきておりました。この6月に皆さん方をお願いして補正を通していただいたんですけども、今年度の場合も国の事業でとりあえず申請はあったんですが、国の補助が17%しかないということで、急遽県の単県、有害鳥獣の方に變更して、その中で寺内さんの方には電気さくの方をしていただいたということでございます。

もう1カ所といいますのは、大木屋地区にあります。これにつきましては、国事業の先ほど言いました鳥獣被害防止対策の方の事業で行っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） そうしますと、電気さくの南部町としての事業については導入を予定……。3分の1で、その辺の導入はされる予定があるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 集落の方である程度まとまって申し込んでいただければ、進めてもいいのかなと思いますけども、現実問題として、さっき町長が言いましたように草が15センチ伸びるともうすぐに漏電してしまっていて効き目がないということで、かなりの草刈りの労力が必要でございます。ワイヤーメッシュの方は、一度すれば後は毎年点検をすればいいというようなことから、かなりの設置するときは大変かもしれませんが、後の管理等のことを思えばそちらの方がいいのかなというふうには考えております。

ですから、あとはその集落の皆さんで草刈りをしたりですとか、そういうことで管理ができる状況であればどちらを進めてもいいのかなというふうには思いますけども。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、一応町の方でも希望があればやっていくということで理解してもいいでしょうか。

それと、もう1点確認しておきますけれども、集落でということですけども、集落でいうことで、圃場が必ずしもまとまってない場合と色々なケースがあると思います。例えば、天萬地区でこっちの方にもあるしこっちもあるけども、その辺の反別とか、どれくらいの範囲までを集落とみなすのか、ちょっと、あればお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長。今のところ、面積だとかそういうことは決めておりません。ただ、2戸以上で囲んでいただくということで申し込みを受けるような形はしております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） じゃあ、電気さくについては、一応2戸以上で大体そういう事業に乗れるということですね。ありがとうございました。

続いて、地上デジタル放送についてお伺いいたします。

先ほどの答弁で、加入率が約86.1%、3,304世帯。まず数字的なことであれなんですが、多分これは普通でも、世帯は3,300世帯で、掛ければ、計算すれば出ると思いますが、南部町の世帯で、そのパーセントでお聞きしましたんで、未加入世帯が何軒あるのかということをお聞きしたいと思います。中海の。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） お待ち下さい、今、計算しております。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後2時12分休憩

午後2時13分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。未加入世帯が615世帯でございます。7月末現在の数字でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 先ほど町長の答弁の中で、総務省の方からチューナーを非課税世帯に無償で配布されるということと、それに対しての工事費込みで1万円かかるということがございます。それで、この非課税世帯に総務省の方からチューナーが配布されますけども、これに対しての周知方法はどのようにされるかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。ただいま議員が御質問された中で、対象になりますのが、私の方で再度繰り返しますが、生活保護などの公的扶助を受けている世帯、それから障がい者がおられる世帯でかつ世帯全員が市町村民税非課税措置を受けている世帯と、それからもう一つ、社会福祉事業施設に入所されて、みずからテレビを持ち込んでいる世帯。これは、世帯というよりはそのお方という意味合いが強いんですが、これらの世帯の中でNHKの受信料が完全免除されている世帯ということでございます。これが支援の対象でございますが、この生活保護などの扶助を受けておられる世帯や、障がい者がおられる世帯でかつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯、この世帯に対しましては、福祉事務所のケースワーカーさんが巡回される中でこのことをお伝えいただいておりますというふうに担当課の方から伺っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、福祉事務所って言われましたかね。それは町じゃなくして、担当課は健康福祉課になるんですか、その関係は。健康福祉課長さんはそれを御存じでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。先ほど、企画政策課長の方から申し上げましたが、ちょっと若干間違っているところがございます。生活保護などの世帯に対しては福祉事務所の方から毎月のケース訪問のときなどにお知らせをしているということでございまして、それから、障がい者がいる世帯でかつ世帯全員が市町村民税非課税の方につきましてはNHKの方から、先ほど申し上げましたようにそういう対象の方でNHKの放送受信料が全額免除となっている世帯につきましては、NHKの方から直接そういう申請書の方を送らせていただいているというふうに聞いております。

それで、町の方といたしましては、広報等を通じてお知らせをしていたり、それからSANチャンネルの方でも行う予定にしております。以前、SANチャンネルの方でも1回行いましたけれども、12月末ということですので、また再度広報を行うようにしているところでございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、やはりこの周知方法については、NHKなり福祉事務所さんの方にお任せをするということで、町の方としてはSANチャンネルから、それから広報等でお知らせするというところでございますけれども、やはりこの問題は非常に差し迫っており

まして、2011年の7月、これは来年の7月までに南部町内でそういうことが全部、大体できるといふぐあいにお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。現在、先ほどの町長答弁にもありましたように、難視地域における調査等も並行して行っております。

議員が御質問のように、これが期限までに100%できるかということになりますと、その100%という自信はございませんので、もちろん努力はその間、一生懸命いたしますけども、そのときはやはり期限が過ぎてからの対応ということも考えておる次第でございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） このデジタル放送のものは、やはり好むと好まざるに応じて国がやってきた制度です。ということになれば、やはりできないところがあれば、国はできるようにやっていくべきであるといふぐあいにお考えます。そのことについては、やはり市町村でもなかなか、南部町の場合は、先ほどありましたように100%そうなるか自信はないということではございましたけれども、ある県で100%デジタルが、試験のときにやったという県が、市だったかいいね、あったそうです。このやり方はどうやってやったかという、町の方が全部チューナーを各家庭に配ったと。それで100%ということなんです。だから、それぐらいしないとやはり100%デジタル化にはつながっていけないということです。

やはり、今チューナーを配って1万円の費用負担でできるということですけども、チューナーもらってもその1万円の負担がえらいという方も中にはおられると思います。だから、そういうことは、最初は私も、そういう方について町は費用負担の考えはあるかないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。全戸に配布というお話もありましたが、既に86%の世帯ではケーブルを引いてらっしゃいますので全戸に配布する必要はございません。地デジ対応はもうその時点でできるということでございます。

それからもう一点、残った方でも国が制度として決めて、先ほど申し上げましたチューナーを差し上げると、貸与になりますか、というのも一定の基準を設けておりますので、それにやはり町の方も準じていくと、従っていくという対応をとりたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、私が申し上げましたのは、それに対して非課税世帯というこ

とは、非常に経済的に苦しいので非課税世帯になっているということだと思います。NHKの受信料も免除であるということになれば、やはり1万円というのはなかなか非常に高い金額。方によっては1万円じゃないかという方はおられるかもしれませんが、そういう方についての補助の考えはあるかないかということをお聞きしたいです。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時25分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 再度、そのことについて、私もちょっと勘違いというかそういうことありましたので、再度企画課長さんの方から正式にそういうことを御答弁願いたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。総務省が支援いたします対象世帯は、先ほど申しあげました生活保護などの公的扶助を受けておられる世帯、それから障がいのある方がおられて全世帯員が市町村民税の非課税措置を受けてる世帯、これにつきましては、チューナーを無償で給付します。それから、仮にケーブルテレビに入っておられなくて、アンテナということでしたら、アンテナも無償で設置しますということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、非課税世帯については無償で見れるようになるということですね。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 先ほど来、申し上げておりますが、もう一度御説明申し上げます。

まず、3つのパターンがありますが、生活保護などの公的扶助を受けている世帯、それから障がいの方がいらっしゃる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯、それから社会福祉事業所に入所されて、みずからテレビを持ち込んでいる世帯。この3つのパターンの世帯の方で、かつNHKの受信料が全額免除されている世帯というのが総務省が示すところ

の、地上デジタル放送簡易チューナーを無償給付しますという制度であります。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、端的に非課税世帯というわけじゃないということですね。非課税世帯が全部ただになるということではない。その中にも制約があるということですね。

ということは、非課税世帯になってくると、非課税世帯というのは非常に生活が困難、所得が低いということもありますが、あるいは、やはりそういう広報を町としても、今課長の方はそういう書類を持って言われますけども、やはり町民の方は非常に心配しておられます。この間も、私ちょっと話を聞きに行きましたら、来年からデジタル、このテレビが見られんやになあけど、どげんなっちゃうかいなってって言われて、私もちょっとわからんもんですから、たしかチューナーを買って中海に、このごろの広報「なんぶ」でしたか、「情報☆なんぶ」でしたかいね、「情報☆なんぶ」でもちょっと書いてありましたよね。デジタルになるときは、3項目くらいチューナとかあれはあるけど、テレビは買いなさいよというようなことが書いてありましたよね。やはりもうちょっと詳しく、86%ですのおおむね入っておられますけれども、あとの14%はまだ中海に入っておられないということですので、中海に入ればそれなりの金額が、これ見ますとかなりの金額が要るようになっております。最初6万円だけど3万幾ら、最初入ったときには町等の補助がありまして非常に安く入れたわけですがけれども、後で入ると非常に高いということですね。

あと、約610数件が中海に入っていないということで、100%はなかなかそれを全部達成するのは難しいということの答弁でした。やはりこれについて町としても、やはりそういう格好で難しいということになれば、このデジタル化について延期の要望を出していただきたいと、出すべきである、出していただきたいというぐあいに思いますが、その辺町長、考えはどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。デジタル化延期の要望ということでございましたが、そういう要望を現在することは考えておりません。100%は難しいというふうに私は断言したわけではなくて、それまでに今後とも広報、それからお尋ねに答える形、それからNHKや地元民放局との調査を協力する形で一生懸命努力してまいります。結果として100%に達しないときは、それはその時点で何軒ぐらいいらっしゃるのかということ踏まえて、これは対応をそこで考えていきたいと思っておりますので、とにかく、まず地デジの始まります

までに、町としては懸命の努力をするということでありますのでよろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、課長の方からそれまでにできるだけ頑張るということで、結果としてできなかった場合はそれなりの対応をとということですけども、それなりの対応を考えるということは、見れるように町の方ですということですか。ならんものは考えるということになれば、そういうふうにとりましたけど、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 100%にならんようなことを言うのでこのような議論が紛糾するわけでありまして。とにかく、町の方としては100%加入していただくということを目指し取り組みを強化していきたいということでございますのでよろしくお願いします。

それと、これは今、毎日のようにテレビの下にテロップで宣伝されておりますけれども、国民に周知がなされておるところでございます。そういう意味では非常にいいタイムリーな質問だったなと思っておりますが、ぜひこの機会に従来ケーブルテレビなど未加入の方についても加入を検討いただきまして、この情報化時代の恩恵を受けていただきたいもんだというように願っております。そういうことについて、町の方としては引き続いて支援をしていきたいというように思っておりますし、それから当然低所得者だとか、あるいは本当に障がいのある方だとか、そういう人についての手当でも国の方でしっかりしておりますから、そういうことも十分に広報しながら、ベストの方法はケーブルテレビに入っただくというのが一番いいようですので、そういうことを踏まえて100%目指して取り組んでいきたいというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） じゃあ、次に移ります。

保育園の民営化、学童保育のあり方及び雇用について伺います。

まず、保育園の民営化につきましては、町長がたびたび質問をもらうのでということでしたが、やはりなぜ保育園の民営化について質問をするかということは、それだけやはり保育園の民営化問題については重要であるから、特に子供をやはり保育園の時代は、三つ子の魂百までというようなことわざがあるように、やはりそのときの保育園での教育というか指導は非常に大切であるということから、保母さん等いろいろ変わるようなことがあってはならないということから質問をさせていただいております。

まず、2年後で、先ほど町長はさくら保育園とつくし保育園を伯耆の国に考えとるということでした。私が質問したとき、民営化の一番最大の理由は、町長言われました23年の3月ですか、

今の非正規雇用の方が雇用が切れるということが最大の理由で、この人のことを一番よく考えてるんだということと、それからニーズの問題を言われました。祝祭日の問題、延長保育の問題、これがやはり民営化にすればできるということですが、前の質問でも言いましたように、なぜこれが公営でできないのか、私はどうしても理解ができないんですが、再度町長、その辺答弁お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 民営化の一つの理由の中に、多様な特別保育に柔軟に対応するというようなことはなかなか難しいのではないかとということも確かに上げております。雑賀議員の方から、なぜそれができないのかということですが、それはやろうと思えば公立でもできないことはないというように思うわけです。ただ、さっきも申し上げましたように、既に相当な額の一般財源を投入しておりまして、財政的にそんなに多様な保育がどんどん展開できるだけの余力があるわけではございません。

それから2番目に、やっぱり町立ということになれば、同じレベルでこの議会で御審議いただいて決定をしていくという、非常に手間暇がかかるわけですね。それと、水準を同じにせにゃいけん。さっきも申し上げたように、つくし保育園だとかさくら保育園というのは新興住宅地にも近い、特別保育の需要も高い。それからそうでないところについては、あとの2園についてはそこまでの需要はないのではないかとというような見込みも立つわけですし、4園が必ずしも同じような地域を抱えているわけではない、町内の状況からいって。そういうことから考えてみれば、やっぱりある程度機動的な対応ができる保育というものを目指すには、そのような民間の力を活用して、民間のそのような、何といいますか、活力といいますか、そういうことを利用してやっていくのも一つの大きな手段であると、このように思っているわけです。

保育料が高くなるとか、そういう御心配があるようですが、そういうことはございませんから。町の方でこれは責任を持ってやる保育でございますので、保育料が高くなるとか、それから悪くしようと思ってるわけではありません。よくしようと思っておりますので、御理解を賜りたいというように思います。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 前回の質問のときには、財政のことは余り言われなかったんですが、今回は非常に一般財源の持ち出しが多いということを言われました。前回の民営化のときの理由の1番、1番、2番つけるのはちょっとなにかもしれませんが、非正規職員の雇用が切れるのが一番だというぐあいにも言っておられます。

それで、ちょっとお聞きするんですが、その方の待遇改善を図るために民営化も考えてるというのを言われました。町長が考えられる職員の待遇改善というのは、どのようなことが待遇改善に当たると考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。職員の身分が来年の3月で切れるわけです。失職するわけです。ですから、待遇の改善の一番大きなものは、この身分が失職するということをしてできるだけ継続するということが、私は待遇改善の大きな要素だというように思っております。

それから加えて、財源のことは前はそんなに申し上げませんでした。公立保育園ですべて特別保育を全部やろうとすれば、1億3,000万円程度でしたか、持ち出しが。さらにこれがふえるということから財源のこともちょっと触れたわけでありまして。

だけど、主目的は、この職員の身分が来年の春で切れるわけです。切れますと、2カ月とか1カ月か何かわかりませんが、その人たちに働き続けていただくことができないわけです。保育園の運営そのものが大変困難になります。どなたかほかから探してこななければいけないわけです。そういう実態を御理解いただきたい。それが一番大きな待遇改善になるんじゃないでしょうか。継続的な雇用。それから、今は町の職員であれば非正規職員、非常勤職員ということですが、民間できちんと雇用していただければ、これは正規職員で社会保険も整備されて、いわゆる正規職員になるわけですから、税金も払っていただけるというようなメリットもあるわけです。雇用の安定というようなことが一番今回の保育園の民営化については眼目。それから、保育園の継続的な安定的な運営、これが運営ができんやになるようなことでは町長としては困りますので、継続的にその人たちに働いていただいて、保育園の運営を円滑なものにしたいということになります。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、非正規職員の雇用が切れるので、これが一番重要視をしてるということですが、ここに南部町の非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例というのがございます。私ちょっとお聞きするんですが、これは町の方でつくった条例ですよ、南部町で。南部町の条例ですよ、これ。この中で4条の4項に、先ほど言われた勤務時間が38時間である非常勤職員は2回を超えることができないということになれば、これは端的に言えば3年ですよ。1回目、2回ですから、2回を超えることはできませんから、2回は更新ができるということです。ということは、3年間是可以するということだと思います。

それで、この条例は、この決め方は何かこうしないといけないという基準、労働基準法とかそ

うというような上位法令というのはあるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。それは以前にも説明いたしましたけれども、地方公務員法、それから地方自治法の定めによりまして、このような状態で長い間職員の継続雇用ができないようになっておるということを以前から申し上げております。そういうはざまの中で、非常に厳しい状況の中でこの38時間の非常勤というものを考えて、両方の法律にはできるだけ抵触しないように、そして継続的な雇用が可能なように町の方で考え、議会に御提案して議決をいただいたわけでありまして。

したがって、町の方で勝手につくったので好きなように改正してやればええがなという、多分御意見ではないかと思えますけれども、一応条例制定をしていただいたわけでありましてから、条例をひとつ大切にしていましてそういう方針を打ち出しているわけでございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、町長の方から、地方公務員法、それから自治法が上位法であるということですが、ちょっと私、よく調べてないんですが、それは地方公務員法、自治法の何条のどういうところに書いてあるか、いや、勉強しないとこれが。町長、なぜ私がそういうことを言うかといいますと、その上位法があるんで、勝手にこの条例が変えられないと、これを非常に重視するんだということを言われました。だからこの条例は変えられないんだということです。だから、その規定が地方公務員法なり自治法で、きちんと38時間でこの条例のように2回を超えることはできないということが明記してあれば、それは上位法ですのでそのような解釈も成り立つと思いますが、それは何条にあるか、わかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。地方公務員法では、例えば臨時職員は6カ月であります、雇用の期間が。これを一度更新ができます。二度、三度できない。そういう仕組みになっております。それから地方自治法では、非常勤職員というものと、週40時間が一般職の勤務時間ですから、一般職でないといえはそれではほんなら40時間以下で、そうかといって実際にほとんど同じ状況で仕事をしていただきたいので38時間というようなことで、本当に法律の定め微妙なところを考えると条例をつくっているわけでありまして。条例をつくっている。

法律に38時間を超えるとどうのこうのなんてことが書いてあるわけではございません。そういう法律の精神というものを受けとめて、それを38時間というものに絞って、大体限定して条例制定をしておるといえることです。

何といひましようか、絶対にこれが変えられないというようなことでは、私はないというように思っております。これは議会に御相談をして、もうちょっと延ばしてもええでないかとかいう相談もまた現実的にはあるかもわかりません。ただ、今御質問の上位法が38時間って書いてああのかというようなことをおっしゃいますけれども、そういうことではなくて法律の一つの精神というもの、そして現場での対応、ここに工夫をして38時間、非常勤職員というような条例をつくったわけでありまして。そのことを一つの理由にして3年で切れるということから、一応来年の春で切れたら保育園の運営ができなくなるわけでありまして、去年ごろから、去年のたしか9月ごろではなかったでしょうか、この保育園の民営化ということについてこの議場でお話しているわけです。よろしいですか。そういうことです。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということになりますと、やはり町長言われましたが、この38時間とかどうかという数字的なことは決めてない。それを、地方公務員法なり自治法を遵守する、遵守というか、精神を考えてやってるんだと、条例をつくってるんだと。地方公務員法と自治法の精神に当てはめて南部町としては条例をつくったんだということで、私はこの条例を変えなさいとか何とか、例えば条例を変えて1年例えば延期して民営化をどうぞということは言っておりませんが、町長がそう言われたんで、待遇改善で、切れるんでそうするからということと言われましたんでこの条例のことをお聞きしました。

それで、本来、やはり保育園は、前にも申しましたように市町村が公的責任があると思います。だけん、それを果たすべき、保育に欠ける、共稼ぎとかいろいろなことで保育に欠ける家庭の子供を見るのもやはり市町村の責務だというぐあいに考えております。

それで、現在の公的保育制度のもとで、やはりそういう先ほど来、保護者等いろいろニーズがあります問題を、やっぱり公的、町長はいみじくも今回、金かかるんでなかなか難しいということと言われましたけども、やはり保育所を拡充して、拡充は待機児童がないんで拡充は要りませんけれども、質ですね、質をやはり拡充をして、保護者なり保育園児の権利を保障するというのが一番、私は公的保育、市町村に求められたことじゃないかというぐあいに思っております。

それと、もう1点、ちょっと私、ちょっと前後しますが1点だけお聞かせください。先ほど、臨時的職員の中で、週4時間の5日で20時間というのと、それからもう一つ、何かもうちょっと短いようなものがあるようなこと言われましたですね、週の勤務時間が。それは、週20時間というのは、20時間は契約すると……。

○議長（石上 良夫君） 時間が来ましたので、まとめてください。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 契約すると、時間でそれだけは仕事をしてもらうということでしょうか。最後にお答えください。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず、公的責任云々おっしゃいましたけれども、この保育園の民営化について町が公的責任を放棄するものではございません。そこは踏まえておいていただきたいと思います。町は保育責任があるわけでございまして、これを実施するのに当たって、一方は直営でやり、一方は指定管理というような方法で行うということであって、手段の問題であります。公的責任を放棄するというようなことではございませんので、誤解がないように。ここで答弁したことが正式ですから、おかしなもので公的責任放棄するちゅうやなことを流さないようにぜひお願いします。

それから、保護者や園児の権利を保障するというくだりなんですけれども、これも全くそのように思っております。保護者や園児にとって、例えば特別保育で長時間やってほしいとか、あるいは障がい児の保育についてこのようにしてほしいとかいうさまざまな声があるわけですし、そういうことをすべて町の職員でやっていくということではなかなか困難性があるので、ここは指定管理をして民間の力でもある程度融通をきかせてやっていただけるようなことが、ひいては保護者や園児の権利を守っていく、保育の需要にこたえていくということになると思います。

それから、20時間の話ですけれども、この20時間は、これは学童保育のときにお話ししました。学童保育で20時間の人がありますというようなことを先ほど答弁したというように思います。20時間の場合は、これはもう38時間とはわけが違っていて、これはその条例そのものの、そもそもの適用にならないということですから、これは引き続いて短期の契約としてずっと続いてやっていただけるということでございます。

全体的にもう一度、総括的に申し上げますと、このたびの保育園の民営化の話は、現在働いていただいております非常勤の職員さん、いわゆる正職が28人、非正職員が38人。この38人ですね、この人たちに継続して働いていただくための一つのやり方として指定管理を考えておるということでございまして、このことによって保育の質が低下したり、あるいは保護者や園児の権利が縮小したりというようなものではございません。むしろ、南部町の今ある保育の水準というものを維持、そして発展させたい、そういう思いもございますので、ぜひ御理解をいただきまして御協力をいただきますようによろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 以上で、3番……。これ答弁ありますか。

企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。先ほど、雑賀議員の御質問にお答えしまして、ケーブルテレビの未加入世帯について誤った数字を申し上げました。おわびして訂正いたします。正しくは、538世帯が未加入世帯であります。申しわけございませんでした。

○議長（石上 良夫君） 以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩します。再開は3時10分。

午後2時56分休憩

午後3時10分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

続いて、13番、亀尾共三君の質問を許します。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾です。議長から許可を得ましたので、2つの課題について質問いたします。

一つは、国民健康保険についてであります。国保税の負担増が住民生活を苦しめています。現状は、支払い能力を超える国保税に音を上げています。この事態を引き起こした元凶は国の予算削減にほかなりません。

自民党政府は、1984年の国保法改悪で国保の国庫負担を医療費の45%から38.5%に削減し、削減分を国保会計負担として国民に転嫁してきました。さらに、事務費の国庫負担の廃止やほかの国庫補助も削減し国の責任を後退させ、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は50%だったのが2007年に25%になりました。低所得者が多く加入し、保険料に事業主負担もない国保は、国の適切な財政支援があって成り立つ医療保険であります。歴代政権は、国保の貧困化が進行した後も国庫負担を復活せず、ひたすら住民、自治体に犠牲を押しつけてきました。この現状を放置することは自治体の役割の放棄であります。今、取り組む課題は、国庫支出金の割合を50%に復活の声を国に上げることとあわせて、住民の負担軽減を求めるものであります。このことをもとに、次の5点をお聞きします。

まず1つは、国保会計の負担率を50%に復活させることを国に求めることについて、町長の考えをお聞きします。

2つ目に、国保税の課税世帯で、平成22年度に最高税額の年税額と課税している世帯の所得が幾らか、また課税世帯で最低の税額の年税額とその世帯の所得額は幾らなのか。国保課税世帯の平均所得は幾らでしょうか。いずれも平成22年度課税世帯の21年所得額であります。また、

同額の所得における社会保険料額の年額を調査して回答を求めるものであります。

3つ目に、国保法第44条は、低所得者の窓口負担の減免制度をつくるように定めており、制度の制定を求めるものであります。

4つ目に、低所得世帯の国保税の減免制度をつくり、現行の減免制度の拡充を求めるものであります。

5つ目に、子育て世帯の負担を軽減するため、義務教育の終了までの被保険者1人の均等割分の3割の減免制度の制定を求めるものであります。

次に、大きな2つ目は、西伯病院の今後についてお聞きします。

自治体が運営する公立病院は地域医療の中核であり、その会計の状況に対して必要な支援は当然すべきであります。

平成15年度西伯病院改築計画に対して当時の共産党議員団は、精神科病棟の改築は必要ですが全面改築について多額、約55億円の財源は起債で対応されなければならない、将来の経営を懸念し経費削減と問題点を指摘し反対をいたしました。

その後、経営計画によって将来の起債償還計画が出され、町長は西伯病院会計に一般財源は入れない、このことを答えておられました。しかし、ことし22年度一般会計から1億9,490万円を出すことになりました。その状況に至った原因は何か。このような状況の中で、町長の病院経営についての考えを聞くものであります。

1つは、全面改築による多額の起債償還、ランニングコストの影響が大であったことは今回の一般財源の投入によっても明らかですが、町として当初の計画がどのようなものであったのか、起債償還も含めて計画の内容について再度説明を求めるものであります。

2つ目に、町長が西伯病院会計に一般財源を入れないと明言してきましたが、今回訂正したことについて、改めて町長の説明を求めるものであります。

3つ目に、来年からも起債償還が続き、国や県に補助を求めたり、町としても人間ドックなどの補助をふやすなど経営支援を行う必要があると考えるものですが、町長の考えをお聞きするものであります。

以上、この場での質問は終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしております。

最初に、国民健康保険についてでございます。まず、国保会計に対する国庫負担割合についての御質問でございますけれども、平成16年度までは保険給付費のうち定率国庫負担が40%、

財政調整交付金が10%で、合計50%となっておりますが、その後定率国庫負担が34%、国の財政調整交付金が9%と、保険給付費に占める国庫負担金などの合計は43%となっております。しかし、その差の7%分につきましては、県の財政調整交付金として交付されているところをございまして、負担割合の合計が変わってわけではございません。

都道府県はそれまで医療供給体制に関する医療計画や、健康増進計画などの策定を行ってまいりましたが、この負担割合の変更により国保財政に関与することになり、都道府県レベルでの医療費の適正化を図ることがねらいであると聞いておりますので御理解をいただきたいと思ひます。

次に、平成22年度の最高年税額と課税している世帯の所得というようなことについてお答えします。平成22年度の国民健康保険税の最高税額は、限度額の73万円で7世帯ありまして、その中で世帯の最高所得額は1,600万円であります。また、最低の年税額は1万7,400円で、所得はなく7割軽減世帯であります。国民健康保険税の世帯平均所得額は約99万円あります。この所得額の社会保険料を調査して報告するようになっておりますが、社会保険料の算定は4月から6月の基本給与と諸手当及び通勤手当の合計された標準報酬月額を決定し、これに保険料率を乗じて計算されるものでございます。したがいまして、年間の所得額だけでは社会保険料を算出することはできませんので御了解をお願いいたします。

次に、昨年9月議会でも質問いただいておりますけれども、医療機関における窓口一部負担金の減免制度についてであります。この制度は、国民健康保険法第44条第1項でうたわれておりまして、保険者は、特別の理由がある被保険者で保険医療機関などに一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減免、または徴収猶予の措置をとることができるというもので、その減免分は町の国民健康保険全体で負担し減免するというものでございます。

たびたび答弁させていただいておりますように、国民健康保険制度は相互扶助の精神のもとに保険給付を行うものであります。現在、低所得世帯に対しましては、高額療養費の算定の際に一般の方よりもさらに自己負担限度額を引き下げるといふ特別の配慮が行われているところです。御質問の一部負担金の減免につきましては、この特別の措置に加え、さらに特例的な場合の措置として認めることができるというもので、その減免分は加入者全体で負担するというものであります。

南部町国民健康保険における平成21年度1人当たり年間最高の医療費は1,500万円で、これは血液の病気です。1,000万円以上がお二人、500万円以上が12人で、悪性新生物や慢性腎不全が主な病名です。私たちは、このような高額な医療費を必要とする病気になったときに安心して治療が受けられるのは、国民健康保険を初めとして安定した医療保険

があるからこそであります。そのためには、被保険者の皆様にはある程度の御負担をいただかなければなりませんので御理解をいただきたいと思っております。

昨年度、全国30市町村で実施された窓口一部負担減免に関するモデル事業の検証結果により、今年度中には国から一定の基準が示される予定であると昨年度9月議会で申しましたが、現在のところ国からはまだ基準は示されておられません。被保険者間の公平性の観点からも国の動向を待ちたいと思っております。

次に、減免制度の拡充でございます。国民健康保険税の低所得者対策として、7割軽減と5割軽減及び2割軽減がありますが、平成22年度課税状況では7割軽減世帯が524世帯で31.4%でございます。5割軽減世帯が119世帯で7.1%、2割軽減世帯が268世帯で16%でございます。軽減世帯の合計が911世帯で54.5%、半分以上の世帯がいずれかの軽減を受けている状況でございます。

また、国民健康保険税の減免制度の状況でございますが、平成20年度の減免は、生活困窮者の該当はございませんでした。後期高齢者医療制度により75歳以上の方が社会保険から後期高齢者医療制度に加入となったため、同じ世帯の被扶養者が国保に加入しなければならない状況となった世帯が1件ございました。平成21年度の減免は、生活困窮者の該当が2件と、後期高齢者医療制度によるものが1件で、合計3件でありました。平成22年度の減免は、9月9日現在で生活困窮者の該当はありませんが、後期高齢者医療制度によるものが1件でございます。

低所得世帯の対策として、7割、5割、2割の軽減も5割以上の世帯で行ってありまして、減免制度はありますが該当の世帯が少ない現状であるということでございます。

また、今年度から始まりました非自発的な理由により離職した被保険者である場合は、給与所得金額を100分の30に相当する金額で算出されることとなっておりますが、現在28人の方から申請が出されております。以上、申し上げたとおり、低所得世帯の対策は現に行っておりまして、これ以上の対策は特に考えておりません。よろしく願いいたします。

次に、均等割3割の減免制度でございますけれども、保険税の均等割と平等割部分につきましては、現に7割、5割、2割の軽減を行って、被保険者の負担の緩和を図っているところですが、南部町におきましては、被保険者の約半数の方がその対象となっていると、先ほど申し上げたとおりでございます。均等割は、国民健康保険税のうちで応益原則を端的にあらわしているものと言えます。被保険者の多い世帯の方が少ない世帯よりも受益が大きいことは明らかでありまして、多くの受益に見合う負担を行うのは合理的であります。税ではありませんけれども、子育て支援としましては、単町で小学生と中学生の通院にかかる医療費助成も行っているところであります。

ので、国民健康保険税につきましては、現状の賦課方法で御理解をいただきたいと思います。

次に、西伯病院の今後の経営について答弁をいたします。

病院改築の全体事業費は、平成15年3月に策定した改築基本構想、基本計画により総事業費55億2,000万円、そのうち地方債は50億7,000万円を計画しておりました。平成15年度から平成17年度に実施した病院改築事業は、事業費を4億2,000万円削減し、全体事業費は51億円になりました。地方債は事業費の削減に伴い5億円減少し、45億7,000万円になりました。

全面改築による多額の起債償還、ランニングコストの影響が大きいとのことですが、精神科病棟のみ、共産党の主張されるように改築をした場合には、数年後に一般病棟、外来、救急、検査、手術、リハビリなど、各部門の改築が必要になり、当時の試算では総事業費が5億6,000万円から7億1,000万円ほど割高になると見込んでおりました。一方、旧病院の一般病棟は、築後20年が経過していましたので、廊下幅は狭く患者食堂がないなど、医療保険、介護保険の施設基準を満たしていませんでした。医療法では、療養病床は1室4人までとなっていますが、それ以上の部屋があるなど十分な療養環境と言いがたい状況となっておりました。また、外来でも増改築が繰り返されたため、レントゲン部門が離れているなど外来患者の導線が非常に長くて、精神科以外の部門においても早急な改善が望まれていたところでございます。

収入の面では、療養環境の改善による加算や個室収入などにより年間8,200万円の増収を見込んでおりました。このように、精神科病棟の改築だけでは解決できない多くの課題がございまして、全面改築により病院全体の療養環境の改善が必要とされていたということを申し上げておきたいと思っております。

起債償還については、医療機器は1年据え置き4年償還、病院改築は5年据え置き25年、または23年償還でございます。平成22年度は医療機器の償還の最終年度であり、平成16年度分の病院改築償還のスタートと重なるために起債償還のピークを迎えますが、これは当初から予定されていたことでもあります。

続いて、町長が西伯病院会計に一般財源は入れないと明言してきたがどうかということでございます。

この件については、さる6月議会で植田議員からの御質問に関連し、私の病院経営に対する考えや、一般会計から繰り出すことになった経緯を説明したところでございますけれども、改めて御質問にお答えいたします。

日本の高齢化は、世界に類を見ない領域に向かっておりまして、団塊世代が75歳を迎える平

成37年を2025年問題と呼び、医療、年金など社会保障が間に合わないのではないかと危惧されております。このような中において、西伯病院の医療設備や200人を超す医療スタッフは、これからの南部町民の保健医療を中心とした、この地域で安心して暮らし続けるための貴重な医療資源だと考えております。しかし、医療を取り巻く社会環境は非常に厳しい状況です。世界に類を見ないスピードで進む高齢化は、社会保障費を圧迫し、毎年1兆円ずつ増加すると言われ、診療報酬は本年こそ0.19%のプラス改定だったわけですが、これは平成12年以来10年ぶりのプラス改定でございます。この間ずっとマイナス改定が続いてきました。保険診療の単価はすべて国が決定するシステムでございますから、病院経営は厳しさを増すばかりでございます。さらに、経営を悪化させる要素に医療スタッフの不足がございます。医師や看護師の不足は社会問題であり、国の示す基準に、医師、看護師などを配置できない場合、診療報酬は大きく下がり、最悪の場合病棟閉鎖ということも起こります。不採算性の強い政策医療を受け持つ公立病院であっても、厳しい経営改善の努力は当然ですが、一方で町民への安全保障として安定経営の支援も必要であります。

平成18年、決算時3億を超えていた内部留保金が、診療報酬の削減や医師の流出などから年々減少している実態。平成22年度起債償還のピークを迎えることから、病院単独での経営改善には限界であると考えられました。以上、病院を取り巻く社会的背景と町の財政状況を総合的に判断し、病院の経営改善を前提に一般財源の繰り出しを、さる3月議会に提案し議決をいただいていたところであります。

私も、合併に当たって西伯病院へは一般財源の投入は必要ないと申し上げてきましたので、先ほど申し上げた病院を取り巻く実情を御理解いただきたく、町長とあすの南部町を語る会を集落単位で開催いただき、その中で病院についても説明し、御理解をいただくよう努力しているところでございます。

さて、最後に来年度からの経営支援についての御質問です。

国、県への交付税や補助金の要望は、医療の地域的偏在を是正するための税の再配分という見地から、今後も行い続ける必要があると考えております。また、今後の支援のあり方については、起債償還利息の2分の1を支援することを決定したばかりでございます。今後の病院の経営改善に注目をしておるといところでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） お答えいただきましたので、再度答弁に基づいて質問いたしますのでよろしく申し上げます。

まず、国保の国庫負担についてなんですけども、町長は削減はやったんだけど、しかしそれに基づいて県の調整金だとかそういうこと、そんなに大きく実減、何ていうんですかお金が減ったというぐあいにはないような答弁だったんですが、そういうぐあいに、私、受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。先ほど、町長が答弁申し上げましたとおり、平成16年までと平成17年以降でございますけれども、合計といたしまして負担割合が変わったものではございません。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は基本的にそこで質問したのは、1984年ですね、このときに国保のときから比べると、トータルで最終的に結論も入れれば約50%だったのが25%、いわゆる事務費だとか、あるいはほかの補助金なんかを減らした結果そういう状況が生まれていること、このことを強く言ってるわけなんですよ。16年の段階でそうなったと言うんだけど、私が一番基本にしたいのは、その当時、いわゆる1984年当時は、それなりに自治体の国保の事業者というんですか、その会計は住民の被保険者の世帯の負担が増大というんですか、やられたのが、それから見ると非常に大きな負担がふえているということなんですよ。

私は、ここでもう一度念を押すんですけども、今の状況でどんどん上がって、どんどんというか負担がふえておる中、本当に、後でまた申し上げますが、そういう状況の中、自治体の長として暮らしを守る立場から、あの84年当時に返るということを国に少なくとも声を上げることが町長としての責務だと思うんですが、その点についてどう考えておられるんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。84年のことはちょっと頭になかったわけですけども、全国町村会などを通じまして、絶えず国民健康保険の国庫負担割合の増額と、あるいは国庫負担の増額というようなことについては要望をいたしております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう一回念を押すんですけど、町長、先ほどの答弁で負担割合のことで認識がそういうぐあいに、最初の基本的な答弁で言われたんですけど、今はやはりこれだけの国からの補助、国から来るお金が減ってるということは認識されていると私は思うんですよ。というのはなぜかという、そういう機会があったらそのことを言うということは、そういうぐあいに認識されているんじゃないかと思うんですが、その点について確認ですがどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどは、調整交付金という形で県の関与を認めてトータルでは今までどおりだと。だけど、県に調整交付金を交付させる事務をさせるようにしまして、トータルでは一緒ですよという答弁をいたしました。ただ、その1984年がちょうどどうだったかは今ここではわかりませんが、少なくとも国民皆保険制度の最後のとりでをなす国保ですから、国が2分の1分の応分の負担をきっちりとしていただかんと困ると。それから、さらに低所得者対策などについては、これはまた別な話として支援をしてごさんと困るといように思っておりますが、現実には国の財政も非常に厳しい状況の中で、トータルでは1984年からいうと国の国保に対する支出そのものの率は減ってきているのかもわかりません。これはちょっと調べさせていただきたいと思っておりますけれども。

その他、7割、5割、2割の軽減措置だとか、さまざまな国保に対する支援、措置もございますので、トータルではどうなっておるのかということは、今ちょうどここで申し上げるわけにはいきませんが、それなりの制度の充実も一方では果たされてきておるといようにとらえております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長、後で恐らく勉強されると思うんですけど、改めてここで私が調べた分を言っておきますので、ちょっと参考にさせていただきたい。

1984年の国民健康保険法がそこで改悪されました。それまでは、医療費の45%とされてきました定率国庫負担を、医療給付費の50%に改定したんです。医療費とは、患者の個人負担分を含む治療費にかかった費用の全体ですので、医療給付費とは、治療にかかった費用のうち保険から給付された部分であります。つまり、市町村国保は、患者負担3割、そして保険給付費の7割ですから、医療給付費の50%は医療費の35%。つまり、70%の中が、これに掛ける0.5ということですから、11.5%が減ったわけなんです。医療給付費の50%を変えることで、医療費に対する国庫負担の割合を45%から35%に引き下げてしまったわけです。その上に、事務費なんかの補助金ですね、これも減っていったという状況なんです。だから、町長が県の分について言われるんだけど、もともとから言えばそれだけ下がってるということをご認識していただく。これはまた後で町長も確認してみてください。

このことなんですけども、もう一つここで、先ほど答弁の中であったんですけども、いわゆる法定減免ですね、7割、5割、2割。これが、私はこの分のどういう内容で、7割はどれどれで、5割はどれどれ、どういう算出するのか、そして2割はどういう算出するのか、このことについて

て答弁をお願いします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。7割軽減の世帯でございますが、総所得の金額が33万円以下の世帯が7割の軽減の世帯に該当をいたします。それから、5割の軽減世帯でございますが、被保険者掛ける24万5,000円足す33万円以下の総所得金額であれば5割減免の対象になります。それから、2割軽減でございますが、被保険者と世帯主を足して、35万円足す33万円の所得以下であれば2割軽減の対象になります。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 課長、ありがとうございました。

そこで、7割、5割、2割いますが、2割の方、これは、つまりこの算出計算でいくと一体どれだけの負担に、所得に対して負担になるのでしょうか。税額、年税額。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。それぞれの世帯の所得状況とか、被保険者の人数によりまして異なるというぐあいに考えますので、ここでは今その資料、数値を持ち合わせておりません。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私が思うんですけど、非常に、例えば2割の方は100万を恐らく切る、100万かつつぐらいな計算になるというぐあいに私思うんです。そうするとこれを、それでも税額は、保険税額は年額ゼロということはないと思うんですね。だって世帯割と、それから人数、もう1人世帯でも1人分はかかるんだから。そうすると、そういう中でいくと、仮に1人だとすると、1人世帯でこれだけとすると年額は幾らになりますか。均等割、いわゆる世帯割と人数割、人数1人だとすると幾らになりますか。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。先ほど、町長のお答え申し上げたとおりでございます。最低の年税額は1万7,400円でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私、いつも国保のときに言うんですけども、1万7,400円ですね。恐らく、本当に低い年金一本の人が、もう100万どころかいわゆる基礎年金の部分だけいくと、高齢者の人。本当にわずかの金だと思うんです。でも、それでもこれだけの負担がかかる。これで済めばいいんだけど、ほかの生活費がかかりますね。そういう中でいけば、非常

に大変な状況があると思うんですよ。そこで、改めて町長に聞くんですけども、こういう人は町独自の上乘せ減免ということを当然やるべきだと思うんですが、どうなんでしょうか。もう本当に状況は、大変な状況を私聞くんですが、どうですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。この国保の問題については、毎議会御質問をいただいておりますが、なかなかかみ合わないわけでありまして、7割、5割、2割というような減免制度を設けて、さらに失業というような事態に備えてまた減免制度を設けて、いろいろな分野でできる措置というのは大体やっておるというように思っております。亀尾議員さんは、絶えずもっと安くもっと安く言っておられますけれども、その気持ちはわからんことはないわけですが、先ほども答弁しましたように1,500万円だとか、1,000万円だとか、そういう医療費をほんならどのようにして払うのか。こういうことももうちょっと考えていただかなければいけないというように思うわけです。だれが払うのか。それは、国や保険者である町や、それから保険料や、そういうもんで賄っていかざるを得んわけです。ちなみに、私がちょっと調べてみましたけれども、全国の保険者の中で、1,788あるそうですけれども、結局単年度でその保険給付費が賄われなくて繰り上げ充用をしておる保険者が191ございます。最高は鹿児島県の瀬戸内町というところで、繰り上げ充用がもう64.3%で、6億6,000万円も繰り上げ充用をして支払っておるといふ、もう破綻状態になっているわけです。

こういうことが結局、今我々が言っております県単位での国保財政の一本化とかいうようなときに、必ずこの引き合いに出されてそういうことを阻害する大きな要因にもなっております。保険者ごとにそれだけの差があると。なぜこういうことになってきたのかということなんですけれども、適正な給付に対する保険料の徴収ができておらんかったということだろうというように思います。世間の大半はできているわけですから、こういう繰り上げ充用をせんと始末がつかんやになったというのは、やっぱり減免ばかりではいけません。給付に応じた保険料の適正な徴収、支払いをしていただかんとこの国民皆保険制度を守れんということだろうというように思っております。

したがって、立場とかそういう主張は謙虚に受けとめたいと思いますけれども、私はそろそろ視点も変えていただいて、例えば健康教育だとか、あるいは検診率のアップだとか、そういうことによって保険給付費そのものを下げていけば保険税も下がってくるわけですから。そういうことで議論をしていきたいもんだというように思っております。減免などについては、もう限界ではないかもわからんけれども考えられる相当の部分をやってきておるといふように思っております。

すので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 鹿児島例を出されたんですけど、私は、保険税なんですけど、これだけ7割、5割、2割が50%あるということは、つまりこだけ生活に苦しんで、いわゆる所得が落ちてるという状況だと思うんですよ。その上にもまだ、先ほど申し上げたように高齢者で基礎年金だけでやっておられる方、このような方は生活が本当に日々大変だと思うんですよ。上乘せの減免をぜひやっていただきたい。じゃあ、町長が言われるように金も無尽蔵に上から降ってくるもんじゃないということはよく知ってます。

きのうだったんですけども、きのうでない、金曜日の初日の日だったですね、決算の報告を見まして、その中で黒字が出てましたね。何ぼだ、16、1億6,000……。ちょっと頭がない。私は、町長の考えを聞いたんですよ。こういう決算でお金が余ることはいいことだけでも、しかし生活に困っている方、支える方を自治体が援助していくの、そういうことをやっぱり考えるべきではないかということはどう考えますかということ質問したのは、つまり、ここにもあるんですけど、国保の一般会計から繰り入れした自治体も全国にあるんですよ。そういう中で、私は本当に、あれですよ、お金がじゃぶじゃぶあって余裕のある方は別として、本当に2割減免でも法定的な、大変な状況の人にはやはりそれなりの手を差し伸べてするのが、これが自治体の人の心意気でないかというぐあいに思うんです。そのことを主張しておいて、次に移ります。

私は、もう一つ言ったんですけども、先ほど町長、いみじくも言われました。病気を健診やあるいは軽いうちから治していくと医療費の負担がそれだけ、会計の負担が減るということを答弁されましたね。私はその中で、いわゆる窓口負担のことも去年のちょうど9月の一般質問のときに要求したんですよ。町長は、モデル事業の結果が出て、それで国が一定の基準を示されるというぐあいに思うということだったんですよ。今の答弁の中では、それがまだ示されていないということなんですけれども、国がどういう基準を出すかわからんですけども、その基準を出せば、それによって実現、いわゆる制度の制定をされる気があるのかどうなのか、この点についてお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。この窓口一部負担金でございますけれども、これはそういう措置をすることができるという、現在できる規定でございます。財政的な裏づけは何もないものでございます。全国でも先駆けてそういうことをしている、国保の財源にゆとりのあるところですけども、そういう保険者があるということでございますけれど

も、今回、国がモデル事業として行いましたものは、その結果によっては国が半分の財政支援をするというような格好になるのではないかと思います。そういうふうな財源の裏づけがありました場合には、ぜひそちらの方を検討してみたいというふうに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今の答弁を伺って、何がしの財政の後押しというか、あれば制度を制定したいというぐあいに受けとめておきます。

それから、次なんですけども、先ほど答弁があったんですけども、いわゆる義務教育の終了まで、中学校卒業まで被保険者1人の均等割の3割の減免制度を、これぜひ設けてほしいということだったんですけども、町長の答弁では均等割、平等割のところであって、今のところ通院助成をやってるんで、その1人当たりの3割の減免はすることはしないという答弁だったんですよ。

私は、全国でこういうことを実施してる場所はあるんですよ。そういうところがあったのはどういう理由かといいますと、ぎゃあと生まれた赤ちゃんから中学卒業するまでに、もちろん医療にかかるんだけど、しかし所得が全くない子供でしょう。もちろん国保の場合、被保険者は所得がある人ばかりが構成しとるわけじゃないんだけど、そういう中でやはり子育て支援からいけば、3割の減免をやるべきだなというぐあいに、その考えから実施してる場所があるんです。

私は、ある人が、じゃあ10割でしたらどうかということだったんですけども、しかし、先ほども言ったように、10割というのがそれはありがたいんだけど、しかし全く医者にかからないということはないと、子供だってね。そういうことから、少なくとも3割の減免を実施をやるべきだというぐあいに思うんです。多分、また財源がどうするのということなんですけど、先ほど申し述べたように、一般財源からでも繰り入れてやるべきだというぐあいに思うんです。

そこで聞くんですが、3割の減免したら一人頭年間幾らの金額が、負担が減るんでしょうか、一人頭。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後4時00分休憩

午後4時01分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。医療分と後期分の均等割を合わせ

ますと2万5,500円でございますが、その3割分と申しますのは7,650円になるかと思ひます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 一人頭の7,650円。これ出なかったら仕方がないんですけども、中学卒業までの日に日によって赤ちゃんが生まれる状況で違うんですけども、一体幾らぐらいの財源が必要でしょうか。わかりませんか。これ通告してませんのであれですけども、どうでしょう。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。現在、義務教育終了までの被保険者の方が190人ございまして、現在軽減を全く受けていない方が78名ということになります。試算をしてみますと、70万ばかりというふうになろうかと思ひます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長、聞かれたんでしょうか。70万ぐらいの財源で、これできるということ、可能なんですけども、どうでしょう。子育て支援、このことから言えばしてあげるべきじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど申し上げたとおりでございます。それなりの軽減対策、よそに負けないほどの軽減対策をやり、そして近隣町村の保険税と比較して決して高くない、むしろ低い水準でございますので御理解を賜りたいと思ひます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁を受けました。とにかくやらないということを明言されたわけですね。

次に、私は西伯病院のことについてお聞きします。

まず、ランニングコストが改築前と改築後はどれだけの金額で、どれだけの差があるかということをお聞きしますがよろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 病院事務部長です。ランニングコストいろいろありますけども、主だった代表的なものを申し上げます。

改築前の16年と、それから当初18年、19年、それから昨年を数字を申し上げます。例えば、光熱水費の中の電気料ですが、改築前であれば1,494万です。改築後の18年が3,3

47万8,000円、19年が3,283万9,000円。21年も3,230万9,000円。大体3,200万ぐらいのところをいっております。

それから、機械の設備保守でございます。機械の設備保守を委託業務等でやっておりますが、平成16年が570万でした。平成18年が785万2,000円、19年が1,079万4,000円、21年はかなり見直しをしましたんでこれは落ちました、948万でございます。

あと、燃料費でございますけれども、これは皆さんも御存じのとおり非常に乱高下いたします。平成16年は1,082万2,000円、18年が2,283万2,000円、19年は3,018万3,000円、昨年は非常に安い単価だったもんでございまして、1,815万8,000円でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） やはり大きな器になるとそれだけ費用がかかるということがわかんと思います。一つは、私は先ほども最初申し上げましたけども、やはり町長は、部分改築するとそれだけ5億から7億は増加するだろうということを答弁があったんですね。私は、部分的に改築すればそりゃ高くなるということはわかるんですけども、しかし、あの当時、本当に身の丈に合ったやはり建物にすべきだなかったかというぐあいと思うんですよ。

もう一つ聞くんですけども、20年が経過していたと。いろいろ精神科病棟以外のとこですね、経過しておったんで、それで全面改築したんだということが一つと。それから一室が4人までということだったけども、それ以上であったということなんですけども、その当時、これでは、例えて言うと、1室が4人までだったけれども、これでは許可、厚生省にですか、当時、厚労省だったかな、許可ができないんで営業ができないんでということ、その中でも改装しなければやれなかったというぐあいのことだったんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 陶山でございます。先ほど、町長の答弁にありました診療報酬というものの基準が1床室に4人おるのか、それからそれまでのような6人部屋なのかで大きく変わってきます。今の西伯病院は非常に療養系の病院が主体でございますので、この辺で単価を稼がないと非常に1床当たりの単価が上がらない。そうすると、単価が上がらねんと経営が非常に厳しくなるということを見越して、これからはやはりもう少し療養の環境を整備するべきだという視点に立って4人部屋にすると、最低でも4人部屋、個室をふやすというところに踏み切ったものだというぐあいに考えております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちなみに、聞くんですけども、診療報酬がこれにやったために
どんだけ、その当時のままと、改築された中でどんだけふえたんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 少しその辺の数字につきましては、当時のものと出しましたもの
と現実はどうかもしれませんし、数字を整合させたいと思いますので時間をいただけませんか。
しょうか。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっと休憩。

○議長（石上 良夫君） 休憩じゃないです。

亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちなみに、どれぐらい時間がかかるんでしょうか。

○病院事務部長（陶山 清孝君） ちょっと休憩いただきます。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後4時07分休憩

午後4時10分再開

○議長（石上 良夫君） それでは、再開いたします。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 後でまた資料を出していただく、先ほどの問いにかけては資料を
出していただくということなんですけども。

私は、一つはこれだけ、最終的には今年度、一般会計から利息分として1億9,000何がし
を出したわけですね。その出すことについては、町長はこういうことを言われたと思うんですよ。
今年度の予算のときに所信表明でこういうぐあいに言われたんですね。町の支援を前提に起債償
還の利子の2分の1について補助金が交付されているということで、出してなかったんで出すと
いうことで、それについていろいろ私らのが出したことについては異議があったんですけども、
しかし、そういうことでやられたんで、それで私はこれを見て今度、細田議員が質問されたにも
そういう答弁だったんですよ。

私が、今、これ改めて今年度の西伯病院の予算を見ますと、利息の2分の1を出すということ
で言われましたが、出すということで。いわゆる、県が利息の2分の1出してる。ここも2分の
1を出すんだから、それで合わせた分で2分の2の10ですね、それを利息の返済のために出す

ということだったんですよ。ところが、この予算書を見ますと、3月議会の。1億9,490万8,000円、これが利子分として町が西伯病院へ出したんですね。ところが、これを見ますと、収入のところを見ますと、資本的収入で一般会計の支出金としてこういうぐあいに出てるんですよ。そうすると、これは結局結論から言えば、今回この1億9,000何がし、2億近くですね、これを出さなかったら予算が組めなかったんじゃないかと思うんですが、その点について町長どうなんですか。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。非常に、21年度も御報告させていただきましたように、資金ショートが起こったということを申し上げたとおりでございます。したがって、22年度につきましては、償還の、先ほど御説明いたしましたけどピークを迎えるということで、非常に予算が組みにくい状況であったということは、議員の御指摘のとおりだというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、その一番最初に言ったんですけども、自治体の病院としての役割からすれば、お金を出すななんていうことは思ってないんですよ。ただ、出す理由が、町長が言われたこととこここのところが矛盾があったんで、その点について町長、再度どうなんでしょうか、これは。結局は、利息だと言われるんだけど、一般会計から今まで出さんよと言ってこられたんですね。ところが、今回約2億出されたのんは、しかし利息がなくなってなかったから出したんだということだったんでしょう。ということであれば、だけど裏を返せば一般会計から利息分だなくても償還の分に出さなければいけなかったということじゃないでしょうか。その点についてどうなんでしょう。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。この病院の改築について、町の方から一般財源の投入はしなくてもいいということを言ってきました。しかし、先ほど来申し上げておるような事情、それから、特に先ほどは触れませんでしたけれども、先生が5人やめておられます。5人です。1人の先生が大体1億円でありますから、大体5億円ぐらい穴があいたわけです。穴があいただけなら病床を減らすとかなんとかして対応すればできんこともないわけですけども、現実問題として精神科など入院しておられる患者さんを出てくださいということにはならないわけです。したがって、西部全体、あるいは鳥大の方から御無理を言ってお世話になって何とかやってしのいできた、こういう非常に予期せぬような思わぬ出来事が矢継ぎ早に起きてきたということで、これは病院

経営に町の方から支援をしなければ大変な状況になると、資金ショートのおそれがあるというようなことから支援をすることにしたわけです。

支援の額ですけれども、これは病院の方からいえば多いほどいいと思います。2億や3億じゃなくて、あっさり10億ぐらい出してごせればいいと思います。もっとよけてもいいかもわからん。しかし、そこにはやっぱり節度がある。一般財源を投入するわけですから、そこにはお互いに何かこうルールのようなものが必要だというように思うわけです。いろいろ考えた結果、15年からでしたか、利子補給というものは町はしておりませんでした。したがって、利子補給に相当する額を支援をしようということにしたわけでありまして。根拠のある数字として利子補給の利子分を支援をしようということにしたわけです。ただし、これはもう既に済んでしまったことであります。今までせずに来たことをごさいます。したがって、これは4条予算と言っておりますけれども、資本的な勘定に、いわゆる資本増強という考え方で利子相当分を根拠として支援をすることにしたと。

22年度分については4,000万ちょっとですか、これは利子補給という形で、現年度の方ですから利子補給という形で支援をすることにしたということをごさいます、言っておったことが違ったということについては、これはおわびするより仕方ありませんけれども、そういう状況が一方で生まれてきたと。予期せぬ先生方の退職というようなことが起きて、支援を必要とするような状況になってきたということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど、町長が、私が病院が苦しかったら出すというのは当然なことだ。ただ、私がこだわったのは何かというと、町長は一般財源は出さなくてもやれるんですよということを言ってこられたんですよ。だけど内情としては、医者さんが不足したとか、そういういろんな状態が起こったわけですね。だからお金を1億何ぼ、今までの分も利子分は出さなかったもんだから出すということでされたわけですね。その結果が約2億ということですね。

今、私が、町長の発言にあった自分のことから言ったことが違ったら、それは謝罪とは言えんけど、それは申しわけないことだったということと言われたことは、それは認められますね。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） ここは本会議場で、先ほど言ったとおりでございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ところで、22年度はそういうことだったですけども、23年度以降はどうなるんでしょうかということ。計画をまだ走り出してことしが9カ月ですか、それで

会計の度合いはどうなってるかわかりませんが、ことし、この計画されたとおりの予測どおりに今走ってるのか動いてるのかどうなのか、そのことについてどうなんでしょうかお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。22年度の状況でございますけども、議会のときに改革案をお示ししたとおりで、そのとおり順調にといいますか動いておるところでございます。今までは前年比が七十五、六％でございますか、落ちたわけでございますけど、今年度に入りましてからは九十二、三％の、病床稼働率で申しますとそういう数字で動いております。

先日は、病院始まって以来195人、入院があったというような状況になっておりまして、このことが喜んでいいかどうかということはございますけども、それぐらいにことしの異変と申しますか、そういう関係だとは思いますが、入院患者様は非常に多いという状況でございます。

今後のことはわかりませんが、去年のように職員のモチベーションとかもろもろ、そういうことで病院の利用者等が減るようなことはないように、職員一丸となって気持ちを引き締めて病院経営に当たりたいと、そういうふうには思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） お医者さんが繁盛すれば病院としてはいいことだけでも、住民からとってみるとあんまりいいことではないですけど、しかし、そうかといって経営のことを考えると計画どおりに推移するのが病院の経営からとってはいいと思うんですよ。

ということは、ことしのいわゆる22年度はそういう推移でいこうと、いったら来年度はどうでしょうか、町の一般会計からの繰り入れというのは、法定はもちろん、法定の分はいいですけども、それ以上に上乗せでということは今のところは考えることはないでしょうか、そのことはどうでしょうか。推測として。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。今、順調に推移してるということをお知らせしたわけですが、黒字に一気に転換するというようなことは非常に難しいというふうには思っております。これは、ほかの島根県の方の西部の病院のように、医者がどっと抜けてどうのこうのということはないと。ドクターの手当等もきちっとするようにいたしておりますが、この町の規模等から申しましてドクターをふやしてそんなに患者様がどっ

とふえるということはないという状況にあるわけでございます。

その中で、医療の質を高めていくということが西伯病院に課せられた一番大きな課題ではないかと。当然、高齢化も進んでいきますと、地域に出かけていく必要も当然ふえてまいりますし、病院経営には非常にコストがかかってくる状況になってるということは間違いのないところでございます。

それから、これは委員会等でもお示ししたいとは思っておりますけれども、部門別のいわゆる収支を分析してみますと、やっぱりいわゆる外来とか通所リハビリとか、いわゆる地域医療の一番病院として、町として欲しい部分が赤字になるわけでございます。そういうことも踏まえながら、入院であったりもろもろの病院全体としては非常に順調に推移してるけれども、これで黒字になるよということではないということは申し上げておきたいと思えます。

ただ、21年度のようにあれだけの大幅の赤字が出ましてどうこうということはないと。赤字になっても、次年度の予算が組めないと、そしてそれ以上に一般会計からの繰り出しが必要だと、そういう状況にはないということをはっきり申し上げておきたいというふうに思えます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。23年度以降、一般財源の投入はどうかということでございますけれども、これはやっぱり状況を見んといけんというように思っております。要は、内部留保資金を3億も5億も持っていて、そういう状況でございましたから、持っていてなお町のこの厳しい財政、懐、財布の中から病院に支援するというのはいかがなものか。これは私が提案しても議会で否決をされるのではないかと思います。やっぱり病院経営というものの実態に、ある程度やっぱり見ていかんといけん。そういうものを見ていかんと、ここで軽々に引き続き支援をするとかしないとかいうことは言えんというように思えます。

それと、さっき管理者が話されましたけれども、やっぱり地域医療ということですね。これは基本的に赤字になるんですよ。なかなか黒字にはなりにくいわけです。そこを、皆さんが大変な御努力をして今日まで頑張ってきていただいたわけです。特に、改築してからも相当年数がたちますけれども、ずっと町の一般財源の支援は受けなくて頑張ってきていただいております。そういうことも私はぜひ評価もしていただいて、一般財源の投入の是非のみならず、やっぱり南部町における西伯病院のポジションといいましょうか、そういうものを安心のシンボルとしてみんなで守り立てていくような議論というものをしていってほしいというように願っております。

そういうことを申し上げて答弁としますけれども、一般財源の投入の是非については、もうちょっとさまざまな状況を判断してまた議会の方に御相談を申し上げたいというように思えます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 全国のやっぱり公立病院、自治体病院というのは、その地域医療の中核になってるということは、ほとんどのところはもう、青息吐息って言ったらしかられるかもしらんけど、本当に苦しい状況、赤字になりやすいという状況で、私もそれはよく理解しております。

私が、ただ心配したのは、18年から21年までの病院の収支を見ますと、平均しますと、年ごとにやっぱり、平均すると年に1億2,572万9,000円ぐらい、平均すると赤になってるんですよ。聞いたのは、今年度が、年度始まったけど、今の推移は、状況はどうかと聞いたのは、大体その見込みの推移にやってるんなら完全に黒字の部分が出て、か、赤字の部分が出るかわからんけども、こういう状況に陥ったら大変になるんじゃないかと思って、あえて聞いたんですけども。

ずるして、病院がずるして赤字が出たというのは、これは大変なことですけども、しかし、モチベーションを高めてやっておられるんであって、その上にくしくも赤字が結果出たとすれば、それはなくすことはできませんから。やるべきだということは、私も重々知っております。

それで、最後になりますけども、これは私もコンサルではありませんから、病院が繁栄するためにはこうやればいいんだということはよう申しませんが、しかし、いろいろやり方については研究して、ぜひ何ていうんですか、負担を減らすと。負担というのは財政的な負担ですね、減らすために努力せないけんなどということは、私も思っているところです。

時間がもうあと1分ですけども、ちょっと早いかもしれませんが、私の質問はこれで終わりますので。以上です。

○議長（石上 良夫君） 以上で13番、亀尾共三君の質問を終わります。

これをもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

あす14日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。御苦労さんでした。

午後 4 時 3 0 分散会
